

第十三回 参議院法務委員会會議録第五十号

昭和二十七年六月六日(金曜日)午前十一時四十分開会

出席者は左の通り。

委員長 小野 義夫君
理事 宮城タマヨ君
伊藤 修君
一松 定吉君

委員

加藤 武徳君
左藤 義詮君
玉柳 實君
長谷山行毅君
岡部 常君
中山 福蔵君
内村 清次君
吉田 法晴君
片岡 文重君
羽仁 五郎君

國務大臣

法務總裁 木村篤太郎君

政府委員

法制意見長官 佐藤 達夫君
法務府法制意見第一局長 高辻 正巳君
刑政長官 清原 邦一君

法務府檢察局長 岡原 昌男君

法務府特別審査局長 吉河 光貞君

法務府特別審査局長 関 之君

法務府特別審査局長 吉橋 敏雄君

事務局側

常任委員 西村 高兄君

会専門員

第四部 法務委員会會議録第五十号

常任委員 堀 真道君
会専門員

本日の會議に付した事件

○破壊活動防止法案(内閣提出、衆議院送付)

○公安調査庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○公安調査委員会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小野義夫君) 只今より委員會を開きます。

破壊活動防止法案外関係二案を便宜一括して議題に供します。先ず宮城君に発言を許します。

○宮城タマヨ君 今日法務總裁がお出まし下さいまして安心いたしました。実は毎日法務總裁お倒れにならな

いかしらと思つて御案に申上げておるところなのでございますけれども、私

ども健康を破壊するかも知れない、この法案でうんと頑張つているので

ございますが、私はこの参議院始つて以來五六年間も法務委員として徹頭徹

尾やつております。そしてこの委員會で閣分法律の審議もいたしましたけれ

ども、今度のように多くのかたから反對の陳情をされた法律案は初めてで

ございます。それで文化団体や學術団

体の陳情は、これはまあ然るところでございまして、これはまあ然るところで

ございまして、私が大変驚いてお

ります。これは、婦人団体が挙つて反對の立場に立つております。恐らく

法務總裁のところにも陳情に参りまし

た者もございましてと思つております。

れども、例の公安委員でいらつしやつた植村環さんなんかの幸いていらつしやる、あれは日本女子基督教青年会でございますか、これは宗教団体でございまして、そのほか日本大学婦人協会、日本婦人平和協会、日本婦人有権者同盟、日本基督教婦人風会といったような、とにかく國際的な団体を初めとしまして、その他たくさん婦人団体、それから又驚きますことは地域婦人団体、つまりPTAでございますとか

地区の婦人たち、つまり母親の立場に立つておりますところの婦人たちが非常にこの法案の成立いたします日を心配いたしました、ということとは後にも

申上げますけれども、我が子に、我が家に火がつきはしないかという心配で、そしてまあ多い日は、今日持つて来た

いほどでございますが、千通以上の陳情書が多つておりますやうなことでございまして、中には更にこの前の例の

治安維持法にひつかかつて、そうして自分の子供がめちやくちやになつたやうな例もございまして、又一人の息子が

ひつかかつてために、兄弟が折角結婚が成立しておつたのに、それが取止めに

なつたために、一家も挙つて治安維持法のために喧嘩されたやうな例も

ございまして、勿論今度の破壊活動防止法案があの治安維持法と違ふことは私

ども十分了解しておりますけれども、非常なお母さんたちの心配の運動でござい

ます。ところがこの法律問題の二問一答によりまして、だん／＼そ

の法案の内容が明らかにされて参ります

するにつれて、私も又母親の立場に立ちましたときに非常に心配になつて参りました。そこでもうこの法律論

は尽きております今日でございますが、私は母親の立場において数点につきまして法務總裁から一つお教えを願

いたい。そして私の立場で又多くの婦人団体、殊に地域婦人団体のかたに説明をして、納得の行かぬ点がござい

ましたらそれにも努めたいと思つております。そしてどうしても納得が行か

なければ、それは止むを得ないと思つておりますのでござい

ます。そこで私は伺いたいと思ふ最初のことは、先だつてどなたかの質問に對して

ましてお答え頂きましたこと、このやかましい輿論の非常に激しい法案をお作りになるときに國民の輿論は調査しなかつたといふお答えがあつたやうに思つておりますが、それでござい

したにしまして、この長い審議中に何か一般の國民が十分に了解するだけの仕事をなさいましたかどうか、その

点が一つ伺いたいと思つております。

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今宮城委員から切々のお言葉がございまして、特に婦人団体のかた／＼が自分の

いと子のことについて非常に御心配になつていられるという御苦しみも承

りました。その点につきましては、私はでき

ることなら婦人団体のかた／＼にもお目にかかりまして、十分この法案の趣

旨をお話し申し上げたいのであります

が、機会を得ませんでしたことは誠に残念であります。ただ先般國家公安委員を

やつておられます植村環さん、キリス

ト教婦人会でありまして、三名の代表者を同伴されまして、私と親しく話

をしたのであります。その席上私はこの法案の趣旨を丁寧懇切にお話し申上

げました。又植村さんからも、現下の情勢においてはこの法案も又止むを得

ないじやないかといふことを御納得になつたはずであります。同伴されまし

た婦人のかたは勿論名刺を出されたのであります。私は今記憶してお

りませんが、立派な方々でありまして、さういふ趣旨でこの法案を提出いたし

たのでありますから、その点について十分お答えいたしました。併し何

分にも前の治安維持法においてい

るなかたが非常な迷惑をこうむつて

いる。さういふやうなことの再び繰返されることのないやうに何とか処置をし

て頂きたいといふやうなお話でござい

ます。誠に御尤もであります。それに

つきましては、この法案において私は一番初めから心配しているのはその点

であります。この法案の立て方が昔の治安維持法とは全然その趣を異にして

いるのであります。その点なんかを御説明申し上げました。併し何分にもこれ

を運用するのは人でありまして、お

話の点は十分私は参考といたしまして、い

やしくも皆様の御心配になるやうな点については十分の考慮を払い

まして、慎重な措置をとるやうにいたし

たいといふことをお話し申し上げて別

たのであります。さういふ次第であり

まして、私は自分に面会を求められる

るその活動でよい。さて、この目録から、
秩序が暴力によつて破壊されるという
ようなことでありますると、日本の治
安というものは一朝にして崩壊するわ
けであります。これは何よりもそうい
うような破壊活動は防止しなければな
らん。又一面において自分の主義、主
張というものの、殊に政治上の主義、主
張ということは、これは民主国家にお
いて、この国を導いてやるべきでありま

す。国民大多數の意思を代表すべき国会で以てやるべきであります。然るに刑法に所定されました極めて好ましくないからざる兇惡な犯罪行為を以てさうなことを推進しようというようなことを、これ又国家治安維持の面から見て防止しなければならん、さうな次第で、かような点からいたしましてこの法案は作成されたわけでありまして、ただ今地下に潜つておられる共黨

黨員をそんなかを個々の者を対象としてゐるわけではないのであります。無論その人たちが地下におつてさうな破壊活動をするという危険もありましよう。併しさうな個々の者はばかりを対象にいたしておるわけではございませんので、大きく国家的治安確保という面から見てこの法案を作成したような次第であります。勿論暴虐破壊行為をするような者は、何としてもこ

れは一日も早く明らかにして、何となくこれに對する処置も諒じなければならぬことは勿論であります。この法案はどこまでも大きな面から取上げてやつておる次第であります。

○宮城タマヨ君 法務総裁のお話を聞いておりますと、いつでも私どもも心したような氣になりますけれども、私も法律家でないから十分に理解しな

い点もございませうかも知れませんが、併しだん／＼その審議が深まつて行きますにつれて、常識的かも知れませんが、非常に心配になる点がたゞさんの個所に出て来るのでございませう。それで特定のいうことではなくて、団体的な破壊活動をする者というのではございませうが、もつと明らかに言つて見ますと、共産党や一部分には極右の者があるかも知れませんが、私はどうもそういう両極端の者に対してはこの法律は本當に有効かしらと思つて見ても、あの人たちはそう大した影響がなく、實際影響があつて困つてゐるのは、その左と右との中間にございませう。店巾つまり文化人でございませう。知識人でございませう。一般の平和を提唱しておりますやうな、本當の意味で国家を思つておりますやうな人たちがむしろこの法律のために縛られるやうな結果になりまして、そういう人たちが……私は現にこういうことがございませう。それは四月でございませうか、或る十数名の婦人団体の者が集りまして、これは勤労婦人に対するいろ／＼な研究をして、殊にそのときに問題になりましたのは、生埋休暇のことについて熱心に討論をされ研究もされておつたのでございませうけれども、そこにも私服が非常にたくさん来ておりまして、その会が終りましてからも各団体に尾行がついたのでございませう。そしていよいよ植村環さんの団体のYWCAのほうにも三日間ほど私服がついて歩いたのです。でございませうからそういうことで平和を提唱するやうな、それから又民主主義を生活に取入れて行こうといつたやうな者や、

殊に青年層、又青年層の子供を持つ母親たちがこゝで震え上りまして、みんなが口をつぐんで、そうしてその日暮しをして、嘘ばかり言つておりまして、私は結局その両方の本當に抑えたいというものが今度はじかに現われて来まして、それがもううち革命になるのじやないかというやうな、私のこれは本當に常識論でございませうが、そういう心配がある。それで私はこの法律は實際申しますと、どういふことになるだらうか、私にはまだ納得できない点があるでございませう。それでは本當はよい法律を作ります責任を私どもは国会で持つておりますが、そのよい法律を作れば国民の大多数は皆協力する。そうして国民が協力するところにおいて初めて私は政治もうまく行くのだらうし、又この法律で目指すやうな、或いは今の国情の心配されているやうなことも大部分拭い去られるのじやないかというふうに思つております。この法案につきましてはいろいろな意味で心配いたしてゐるのでございませうが、法務総裁の見通しといつては、これをこのまま押し切つていらつしやつても、国民の協力が得られるというお考えでございませうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) その点について私は申し上げたいと思ひます。只今いづれの法律にしても、国民の協力がなければこれは立派に運営して行けないのじやないか、御尤もであります。私は全力を挙げてその御意見には賛成いたします。前にも申し上げましたやうに、国民の信頼がなければ国の政治といふものは立派に行えないのであります。国民の信頼あつてこそ初めて

立派な政治は行われるものと我々は確信しております。御承知のとおり一つの法案についてもそれに対する国民の信頼がなければいけない、御尤もであります。そこでこの法案についてであります。私はこの法案の本當の趣旨とするところを御理解下さるならば、私は必ずや国民が信用して下さることと考えております。今お話のこの民主国家を建設して行くのには、我々国民が自由な議論をする、お互に自分の思つたことを言い合ふ、お互に結論を出す、こうでなくちやいかん。いわゆる民主政治といふものは説得政治であります。お互に議論をして、そうして一つの結論を出して、それに基いて我々は行動し、これを政治面に移す、こうなければならぬのであります。婦人団体でもよろしい、文化団体でもよろしい、各団体においておのおの十分に議論する。時には政府の施策に対して批判する、或いは又抗議することもありましよう。これで行ければ私は立派な政治といふものは行われなかつたと思ひます。それは議論は自由であります。又そうなくちやならぬと確信して疑ひません。これは民主政治の常道であります。併しなから一國の基本秩序を暴力を以て破壊するといふことにおいては、私は民主政治においてこれは逆コースだと確信しております。そこでそういう団体においては議論は御自由であります。政治の批判も自由であります。あります。が、今申し上げましたやうに暴力で以て自分らの主義、主張を推進しようじやないかといふことになると、これはまさに民主主義の破壊である。いわゆる一國の基本秩序を我々は内乱を以てこ

れを覆さなければならぬといふことに至つては、私は行過ぎの大なるものと考えます。又例をとつてみます。この政府のやつてゐる施策はいかん、我々の施策を推進するにはどうしてもかれこれを殺さなくてはいかん、又あそこを行く汽車を転覆させようじやないか、或いはあの建物に放火しようじやないか、そこまで行つては國家の基本秩序が破壊によつて棄れるのであります。そういうことはできませんから、十分我々は未だ然らぬ、これを我々は責任と考へております。そこで政治を批判したり、十分に我々が話合つたりするといふことと、さやうな暴力によつて一國の基本秩序を破壊するといふやうなことは全然私は別問題のことと考へてゐる。そこを十分に私は判別して頂きたい。これはもう各団体において政治上の議論は十分おやりになつてよろしい。これはそういうことについては何らこの法案の対象になつておらない。ただ今申し上げましたやうに暴力によつて自分の主義、主張を推進するといふやうな団体を規制し、又個人についての刑罰の規定をしよといふのであります。決してこれはさやうな文化団体や婦人団体が御心配になるやうな点では毛頭もないと考へております。○宮城タマヨ君 その点はもうたびたび伺つております。よく納得ができておりますけれども、私恐れます。前には、つまりその大きい団体を罪する前に、人間のことでございませうから、一松委員の言葉を借りれば神様でないから、それぢやつと本を持つておつた

とか、或いはちよつといふゆる囂動したといふやうな、おだてたといふやうな者が、ちよつと来いと言つて縛られて、そうしてその容疑者として留置されるという……そうして留置されましてから、もう調べてみたらお前は無罪放免だと言つて無罪放免されますと、それでもういいやうなものですけれども、私も母親が心配いたします。それは、たとへ二日にしても警察にとめられ、二十日にしても刑務所に入れられ、二十日といふことが我が子のために立派な意味で、つまり私は法律面は立派で、そんな破壊活動をするものは本當にそれはもう死刑にも値するもので、私ももうやつて頂きたいと思ひますけれども、その前に個人がやられるのじやないか、そういう団体の前に個人が引張られて、そうして無罪放免になつてももう追つかないといふこと、その点を私も非常に案じてゐるのでございませう。御説明願つておりますから、それ以上は私も申しませんのでございませう。

次にお伺ひしたいと思ひます。これは、この破壊活動防止法案の構想のときにありましたやうに、政府も警察國家の再現を慮れてゐるということが、それでその点に努力したといふことがございませうが、これはやはりこの公安調査官の設置といふことと、その公安調査官の問題に私は恐ろしくかかつてゐると思つております。ところが政府は今度の機構改革の中で人権擁護局を廃止して人権擁護課に格下げをしております。このことは私は非常におかしい。職権の濫用といふことを慮れております。この破壊活動防止法を施行

しよといふときに、その人権擁護局を大きくしてもらいたいのに、それを小さくするというところについて非常に不思議で、矛盾した考えでございませう。これは調べたことなどございませうが、人権擁護局で取扱つたところの人権侵害事件の受理件数を調べてみましたところ、二十三年は僅かに四十八件でございませう。それから二十四年は一躍五千件になつております。二十五年は六千件、二十六年は一万五千件という数字が出ております。この受理件数が、取扱われる件数がだんだん多くなつて、大いに人権擁護局の仕事が殖えて参りますときに、而もこういう法律に逆行いたしましてそういうことがありますというところは一体どういふわけなんぞございませうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) この人権擁護についてのことにつきましては我々も非常に関心を持ちこれを強化しなければならぬという考えを持つてゐるのであります。今度の機構改革について、人権擁護局が民事局に統合されました、民事局の一課としてこれを取扱うことになつたのであります。これはもとより国家のほうの機構の面から考えたのであります。併しながらその内容については決してこれは縮小する意思はありません。従来の人員をそのまま使つて参ります。又地方の委員のかたがたも殖やしこそすれ、これは縮小することはない、私はこう考へてゐるのであります。一体人権の侵害というところについては二通りある。一つはいわゆる社会人として、いわゆる国民が国民の人権を侵害する、そうして役人が国民の人権を侵害する場合と

二通りある。それで国民と国民との間の侵害問題、これは役所で取上げてやるかと思ひます。公平な立場からこれは実際十分調査する。ところが役人の国民に対する人権侵害については役所でやるより、これは一つ民間において大いに役所の不法を鳴らして、本當の意味においての人権の尊重を期すること、これが最もいいのじやないか。それで御承知の通り私も人生のもう殆ど大部分は野法曹におり、今度役人になつたのは極めて短期間でありませう。我々も終世は野法曹として私は行く考えを持つております。もとよりこの人権を擁護しなければならぬ立場にありませう。

そこで私の構想といはしましては、これは是非とも在野の有力なる言論機関が、これが根幹となつてやるべき仕事であらうと考へております。私も多年第一東京弁護士会に所属いたしまして、早くより人権委員会というものを作つております。これは大きな問題について、殊に役人が国民に対して不法に人権を侵害したという場合に活躍してあります。相当な成績を挙げているのであります。この間も私は日本弁護士連合会長と会ひまして、これもできてゐるのであります。日本弁護士連合会においてもこの人権擁護の問題について是非大きく取上げ、そうして国家の手を借りずに、独自の見解において十分な発言をしてもらいたい。それに私は、そのときの話にも出たのであります。国家が補助をもちつてやります。国家から補助をもちつてやるといふことはおれは大嫌いだ、これは私が言つた。民間人から金を集めて、民

間人独自の一つの大きな機関を以てこの問題を推進することが当然じやないか。これは長野君も大いに賛同されておりました。私もその点については大いに関心を持つておる次第でありまして、ただ現在の機構改革におきましては、いづれからの面から見ても簡素化するということが只今の急務であらう。ただ人権擁護局そのものは民事局にこれを統合することになりましたが、内容においては従来のまま人員も減少いたさない、こういう建前をとつて、實質的には私は将来も十分なる活躍をさせるようにいたしたいと、こう考へておる次第であります。

○宮城タマヨ君 屋合が小さくなつても内容はますます充実して下さいませうというお話、安心いたしました。今のお話は曾つての委員会でも伺ひましたのでございませうけれども、やはり今の段階では官尊民卑といった気持が多ございませうから、野でこの人権擁護をしようといふことはなかなか困難であらうと思つておるもので、どうかこの内容の充実を図つて頂くようにお願い申し上げます。

次には公安調査庁のことでございますが、これを先だつてから伺つております。この間も随分莫大な予算が必要なようでございませう、それから又調査活動するに、情報集めをするにつきましても、かれこれ一カ年に八千万円以上も必要としてゐるというやうなことを伺ひます。という、私の考へでは、今ここに新たに公安調査庁というやうなものを立てて、そうして警察や検察庁と併行して二本建に行くといふことは、もつと本質的に考へましたら不必要じやないかというやうな感じが

いたすけれども、こういう点について立法のときに何かございませうでしょうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 十分その点も考慮いたしました。その公安調査庁におきましての主たる役割は御承知の通り調査であります。この調査を警察官にやらせるといふことになりますると、私はそれこそ警察力の集中と考へております。公安調査官には強制調査権は持たせないので。ところが私は非常に考慮したことなんです。全くの調査であります。捜査じやないのであります。調査であります。これを警察官に任せるといふことになりまると、いわゆる警察力の集中といふことが私は非難されるものになるのじやないか。又実情においてさうなことはやらしてはいかぬのだ。こう考へております。

それから費用の問題であります。が、御承知の通りいろいろの調査、これは強制調査をしないのでありますから、いろいろの面においてこの機械設備が要るのです。思わぬときにこれはもう優秀なカメラも要りませうし、或いは通信機も要りませうし、なか／＼近頃の文明の利器を使用するといふことについては金がかかるのであります。全国的に互つてさういふことをやるといふことについては相当な費用を見込まないといかぬのであります。一見相当多大の費用のように考へになりますけれども、我々は十分にこの点については節約に節約を重ねる。併し近代的な機械を持つて、十分その機能を発揮して行くといふやうなことにいたしたいと思ひます。

○宮城タマヨ君 立法の建前は今仰せになりましたやうになつておりました、調査と調査とははつきり区別されております。ことはともいいことだと思ひますけれども、併しだん／＼伺つて見ますといふと、尾行だとか張込みだとかいふやうなことも調査官にできる。それから家宅搜索のときなんか、つまり家に踏み込むといふやうなときに調査官が立会ふといふやうなことになるのであります。これを受けますほうから言ひますといふと二重な圧力が加はるといふやうなことになるのじやございませう。ですから、それを私は心配しております。ですから、これを私はこれは今の警察がもう実に入る人は命がけでやつていて、国民としては大いに感謝しなければならぬと思つておりますけれども、中には又本當にどうかと思ふやうな警察官もございませうので、この調査庁を作るの莫大な費用と、又経費費用、これを私は検察庁や警察に加へまして、検察官や警察官の質をよくして頂きましたならば目的は達するのじやないだらうかといふやうに思つております。

實際は私もみない一般の趣味嗜好人は殊にございませうけれども、警察官も検察官もみんな同じやうに思つておりました。世間ではさういふ役人のことを称して不浄役人と申してあります。それで私なんか不浄役人の親分で、もう亡くなりまして十年たつても、まだ不浄役人の奥さんですと言つて軽蔑されてゐるのでございませう。さういふことは私は誠に残念なこと、何とかこれはこの質を上げさせれば、さういふ不浄役人という軽蔑の言葉を以て国民から侮辱されることはなくて、大いに私感謝されなくやならな

い。殊に私はこの政治の最末端でござい
ます。この警察官が、本当に殴る手
でなくて愛の撫でる手にどうしても私は
変つてもらなければならぬ。実際私
どもが政治の上に立ちまして、本当に
私は愛の法律を以て私どもは徹底しな
ければならぬというのを、もうそ
れこそお題目のように考えております
けれども、それをまるで反対の侮辱が
されるというところは、結局政治の最末
端である警察官が質の当を得ていない
からであるというように考えておりま
すが、この際どうか警察官の質を上げ
たい、そうして検事も、まあ副検事
の制度なんかも早くつて頂かない
と、これが又私はやはり不淨役人と言
われて止むを得んと考えるのであり
ます。そこで私はこのことは二本建で
なくて、つまり行政と司法でなく、司
法一本で行くことにしましたならばど
うでしょうかというのを考えておる
のでございまして、併しもう今更さら
つと一つ法務総裁に出直して頂きたい
と言いますこともこれはできないこと
だと思つておりますので、大体そうい
う考えを持つておりますことを一つ申
上げておきます。

つきまして、これを直ぐ公安調査官の
ほうに振り向けても、この人たちは大
丈夫人権を蹂躪しないという保証が
つけになりますか。
○政府委員(吉河光貞君) 只今おりま
する約千二百名の職員のうち、調査に
従事している職員は約半で、約半が
ありまして、他の職員は事務に従事し
ております。公安調査庁におきま
る公安調査官につきましては、十分なる
選考をいたしまして、その選考に合格
した者は初めて公安調査官に任命して
行きたい。そのかたわら研修所を設け
まして、識見、技能等につきましても
十分に訓練をいたしまして、間違ひの
ないよう運用をして行きたいと思
へる次第であります。

て、十分に間に合うような見込の者を
公安調査官或いは心得として仮に任命
いたします。それから又新しく採用
する約五百名の職員につきましては、
これを一挙に採用することもできませ
んの、徐々に採用し、十分なる選考
をいたしまして、訓練をして行きた
い、かように考えておるわけであり
ます。

○宮城タマヨ君 私は、今までこうい
う仕事に關係した古手という者を今度
全部御廃止下さいまして、本当に新
な教育的な考えを以て、そうして一
方には社会事業なんかもよく理解し
ていくような者で、自分の行為に對し
ては責任を持てる者を私どもとして
入れて頂かなければ、国民が非常に迷
惑すると思つております。この点をど
うぞお見通しを御返事願いたいと思
います。

○政府委員(吉河光貞君) 誠に御尤も
な御質問でございまして、研修につ
きましては先ずその点に非常に重点を
おきたいと考えております。

なお公安調査庁におきましては、職
員の行動につきまして監察制度を事
上設置いたしまして、嚴重にその職
員の監察をして行きたい、監察指導を
して行きたいと考えておる次第でござ
います。

○宮城タマヨ君 大体足並みを揃え
て、これで大丈夫だという出発はいつ
頃のお見込みなんでしょうか。

○政府委員(吉河光貞君) 五百人を新
たに採用する、新職員を採用いたしま
して、研修を加えます。逐次採用して
行きますと、五百人の増員が終るの
は恐らく今年一ぱいだろうと考えてお
ります。又従来の職員に仮に公安調査官

の仕事させますが、かたわら研修
を続けて行きたいと思つております。
この調査官の研修も一回だけでは相
みませんので、何回も繰返して行きた
い、かように考えております。第一
次、第二次の研修が終るの、本
年一ぱいであらうと考えております。

○宮城タマヨ君 その研修の内容で
ございすけれども、私はやつぱり法に
も愛がなければならぬと、こう思
つておりますので、そういう人たちは研
修なさるときに、ただ法律論や技術論で
なくつて、そこで本間に人間を叩き直
すというふうな研修をして頂きたいと
願つております。

それから公安調査官がつまり調査を
し、情報活動をし、立証責任を持つて
おりますというところは勿論でござい
ますが、その情報でございすけれど
も、私どももそこで集められた情報を
随分破防法の審議が始りましてから伺
いましたのでございすけれども、そ
れを聞いておりますという、あなた
がたのほうからお出しになつた材料に
つきまして、これはなか／＼頼りな
い材料が出てくるのじやないかとい
うようなことを、本当に私は疑つてみ
る点があるのでございす。勿論このイ
ンチキな情報を持つて来るというよう
なことも、これも止むを得ないこと
で、これは検事局にしてもそういうこ
とがあつたと思つし、あると思つてお
ります。又人情といたしまして、疑義
の点はございまして、併しこの情報
を獲得して捜査に着手しなければなら
ないというふうなときは、それは十分
とは言わないうまでも、やり始めなけ
ばならぬということも、私はこれは法

の運営上必要なときも十分あると思
つております。けれども人間のすること
ですから、神様でない以上それは検査
にも間違ひはございまして、そこ
で非常に人に迷惑をかけるというこ
ともございまして、先ほどから言
いましたようにその容疑者として迷惑を
受けたところの者が、拘留の期間が切
れたから無罪放免だよと言われまして
受けるところの被害に對しまして、そ
の係官としてもいろいろ職権濫用につ
いての法的措置とかいろいろなことが
ございまして、国家賠償とか或いは裁
判によるというようなことが勿論ちや
んと規定にはございすけれども、実
際たくさん被害者の立場に立ちまし
て考えますときに、そんなことをして
國家に賠償をしてもらひ、その金の問
題じやなくつて、これは長くだら／＼
と裁判をしておつて、その挙句に國家
から金を僅かにもらつてみたところ
で、それで私は補償されたということ
でないと思つております。でござい
すから、私が望みますことは、今度の
新しい調査官がで、調査官がでまし
て、それが正しい活動をしてくれま
すときに、どうかして私は責任を明か
にするという一つの方法を設けて欲し
いと思ひます。それは法律の上でなく
て、法律は十分に手当てしてあるとい
うのですけれども、何か道徳上の責任
と言いますか、人情的責任と言いま
すか、これはやはり損なつたというこ
とを誰か一つ頭を下げて下さるならば、
國民は非常に納得する点があると思
つておりますが、殊に私は特審局長の返
事を聞きたいと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) 誠に御質問
の通りであります。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいた
します。現在の特別審査局の職員は全
部で千二百名近く、正確には千二百
名おるわけでありまして。
○宮城タマヨ君 それはその人たちに

○宮城タマヨ君 質問は御尤もだけでなく、それに対してどういふふうなお考えをお持ちかというふうな一つまあ手当をすべきだ、そうしてしようというふうな御意図でもございませうか、それを伺わせて頂きます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 今宮城委員からいろいろお話をお聞かしてあります。非常に考えさせられたのであります。さうな場合におきましては、私はこれは刑罰法規定とか或いは今国家賠償法というふうなもの以外に何とか考えた方がいいやないかというお考えは至極私は御尤もです。これは道徳的に考えなければなりません。従来もその点については私は実にそういう場合の態度というものがよくなかつたことを率直に認めます。我々も多年在野法曹におりまして、そういう点について非常に遺憾を感じております。

どうぞお許し下さいと、そうして赤心を披露して私はその間の処置をとるべきだと考えております。これは金の問題じゃありません。それらの点につきまして将来万が一さうな行過ぎの点があれば、我々も十分に考慮して納得の行くような処置をとりたい、こう考えております。

○宮城タマヨ君 有難うございまして。法務総裁初め政府委員のかたも、それから又国会の議員も高い立場に立ちまして父でございまして、私も又国家の母の立場に立つて国会に出ております。そこで法務総裁に伺いたいこととなんでございまして、今日この教唆、扇動というこの文字がこの法律案を審議します上に非常に問題になつておる。教唆や扇動する者も困つたことございまして、私も案じております。すことは、この教唆や扇動に乗る若い層、青年層或いは学生層の問題なんではないかと。こういう人たちが、それはもうたとえ若いと申しまして、強い信念を裏付けましたしつかりした思想に立つておる人は、その思想を守り抜こうというためには、私はこれは命を取られても満足する青年であり、生徒であらうと思つております。けれども由ふらりんで、まだそこまで行つておらない程度の、非常に若さの至りで血をわかせまして、そうして又一方から申しますと、今日の社会悪に對する同情心もありまして、又反抗心もございましていたしまして、そういうところから、まあ言つてみれば、本当にかわいらしい人間の愛情を以て、若さの至りでやるといふような者に対して、私は今日政府がとつております手当というのに対して非常に

に不満を持つております。これは文部省の責任も随分あると思ひますけれども、そうでなくて、私これは政府全体の責任として、今まで一体こういう問題について考えられたかどうか。つまり教育の過程にありましてさういふ若い人たちに對しても、今日の世界情勢がこうだ、国家情勢がこうだから、もうちよつとしたことで尾行をつけてみたり、それからもう身動きがでないように、一生いい意味でか悪い意味でか守り通されるというふうなことで、結局つと赤に染つてしまふというふうな子供も私たくさんあるだろうと思つております。それでございまして、教育の過程の對象として置かなければならぬ子供たちを、先ず私は刑罰の對象として考えるということを一べん私試してみたいといふことを願つてゐるのでございまして。それでこの法案を立案なさいますにつぎまして、一体こういう教育の問題について、青年層、生徒の取扱ひといふものが問題になつたのでございまして、内閣では何か考えておるでございまして、御答弁頂きたいと思ひます。

例えればこれは甚だ話は余談になりますが、汽車で負傷した、或いは殺されたという場合に、単純にそれを賠償したらいじやないかといふそんな考え方ではいかんのであります。ここにあられる委員のかたで或いは会社あたりには御経願のあつたも随分いらつしやると思ひます。若しも私鉄会社で或る人が電車に轢かれた、その事故がいずれの責任に帰しよう、先ずその社の長なり事務なりが行つて、誠にお気の毒でしたと、これでいいのです。本當に心から遺憾の意を表し、その事故の責任がいずれに歸するやという問題は別にしてやるべきであらうと私は考へております。それで今の問題の法案の取扱ひ方で、若しも行過ぎのことがあつて発見すれば、率直に悪かつた、

少年、青年の教育問題は重大であります。私も少年、青年時代を送つて来た一人でございます。若かりし頃には随分人一倍反抗心を持つていたことを率直に認めます。青年につきましては特に正義の反抗心といふものは附物であります。これがなければ私は青年の本質はないものと考えております。それをうまく導くといふことが国民、又政府のこれは重大な問題であらうと考えております。家庭におきまして、一

に不満を持つております。これは文部省の責任も随分あると思ひますけれども、そうでなくて、私これは政府全体の責任として、今まで一体こういう問題について考えられたかどうか。つまり教育の過程にありましてさういふ若い人たちに對しても、今日の世界情勢がこうだ、国家情勢がこうだから、もうちよつとしたことで尾行をつけてみたり、それからもう身動きがでないように、一生いい意味でか悪い意味でか守り通されるというふうなことで、結局つと赤に染つてしまふというふうな子供も私たくさんあるだろうと思つております。それでございまして、教育の過程の對象として置かなければならぬ子供たちを、先ず私は刑罰の對象として考えるということを一べん私試してみたいといふことを願つてゐるのでございまして。それでこの法案を立案なさいますにつぎまして、一体こういう教育の問題について、青年層、生徒の取扱ひといふものが問題になつたのでございまして、内閣では何か考えておるでございまして、御答弁頂きたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 誠にこの少年、青年の教育問題は重大であります。私も少年、青年時代を送つて来た一人でございます。若かりし頃には随分人一倍反抗心を持つていたことを率直に認めます。青年につきましては特に正義の反抗心といふものは附物であります。これがなければ私は青年の本質はないものと考えております。それをうまく導くといふことが国民、又政府のこれは重大な問題であらうと考えております。家庭におきまして、一

般国民や政府においても、一丸となつてこの青年の正義心、反抗心をよく導いてやるということが一番必要であらうと、私はこう考えておるのであります。そこでここで問題になるのは、こういう正義感に燃えておる人たちをうまく導くにあらずして、これを別の方面に導くといふような問題がこれは重大な問題であります。いわんや思想の固まらん者を破壊的活動にこれを導いて行こう、これを扇動して行こうといふことにこの問題があるのであります。我々は本當の民主国家、民主政治のあり方といふものを十分に青年に理解せしめ、その本義を悟らしめて、この下において我々は一個の社会人として将来国家に重きをなすんだという一つのプライドを与えるといふことが一番必要であらうと考えております。政府におきまして、その点につぎましては終始文部大臣などと話し合ひをしまして、今後の青年問題をどう取扱つて行こうか、又如何なる施設をして行こうかといふことについて時々協議しておるわけであります。

○宮城タマヨ君 最後にお尋ねいたします。この間マーデーの事件で検挙されましたが、今家庭裁判所に廻つております者がちよつと七十人おります。そうしてそのうちの十数人が検察庁のほうに送られております。この七十人の身柄のあり場を今調べて見ましたところ、大部分が小菅に置かれて、そうして送送された人たちは騒擾罪といふようなことで起訴されまして思つておりますが、やはり騒擾罪とか内乱罪とかいふような、本法に定められませんでしたような集団的な犯罪につきましては、審理の統一を図るといふような名

目で、これは少年法によつて保護される年齢にありながら、大人のひと一緒に審理を受けるのではないかと心配いたしておりますが、その点は如何でございませうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) その点については実は私はまだ研究いたしておりません。よく事情を調査いたしまして、裁判所に對してもどういふ意向であるかといふことを聞いてみることにいたしたいと思います。

○宮城タマヨ君 どうか、折角この二十歳以下の子供は少年法によつて保護され、矯正教育を受けることになつておるのでございまして、ほかの法務總裁ならともかくも、現法務總裁は非常に保護矯正教育に御理解がございまして、さういふ際でございまして、格段のこの保護矯正教育の面に私は力を入れて頂きたいといふことを本當に願つておきます。

私の質問を終わりたいと思ひます。○左義長君 只今宮城さんの御質問の中に、アルバイトをしておつた自分の愛児がビラを貼つておつてビストルで射たれた、こういうお話、実は一昨日宮城さんからお話を伺つて私は驚いたのであります。そのような放送が何百人もの耳に入りますと、非常にそれに動かされることは当然だと思つておりますが、特審局には千二百人からありますが、いかにいふ、ラジオもお聞きになつてゐると思ひますが、さういふことがそのまま放置されてゐるといふような答弁であります。この前にも私質問しましたが、この法案は国民と共に作るのだ、国民に本當に理解してもらふのだといふ意気込みが足りなかつたといふお答えがありました。が、爾

来それをお改めにならない。今の宮城さんの御質問のように国民大衆は或る程度動いている。破防法というものはそれと同じような気持で反対に駆られている。これは私は非常に大事な問題だと思ふのでありまして、今の法務総裁のお答えでは、住所がわかつて、所在氏名がわかつて云々というお話であります。毎日放送局で放送しているものでありますから、耳に入れば即座にそういうことは明らかに思ふ。むしろこの際この機会に国民の破防法の認識を深めるように努力なさるなければならぬ。どうもそういう点が、先日私の質問しました印紙の偽造の問題にしまして、国民の納税観念、違法観念に非常な影響を与える。私やかましく質問したのであります。法務総裁代理の政務次官は全く御存じない。いろ／＼一松さんからも調査方法についての御意見が出たのであります。もう少しこういうことについて

は国民の中に飛び込んで、本当に民主的にやつて行く。ただ法律さえ作れば、それでは自分たちがやつて行くのだというふうな独善的な気持が、私は今の宮城さんの非常な御心配になつたようなことが起るのであります。この点につきましては、只今の問題については速かに一つ御調査になつて処置をなされ、これを機会に全国民にその実情をよく徹底なさり、それと共に私の申上げた印紙の問題等につきましても、私はこの前答弁を保留されておるのでありますから、積極的

に一つ明らかにされることを特に希望しておきます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 今の御質問誠に御尤もであります。実は私も不注意であります。実はラジオを聞いておりません。今初めてその話を承りまして次第でござります。早速その点については調査をいたします。又印紙の問題につきましても、実は率直に申し上げますと、何らの報告も受けてないのでありますから、その点につきましても実は……これは速記をとめて……

○委員長(小野義夫君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(小野義夫君) 速記を始め

○左藤義詮君 非常に破防法に熱中の余り政府委員が大分グロッキーになつておられるに聞かれましたが、併し法務総裁が一人でラジオを聞く聞かんとすることではないのであります。たゞさんの部下をお持ちになつておられるので、若し法務総裁が自分でラジオを聞いて、自分で全部措置をしなればならぬというのでは大変なんです。そういうふうになくさんの部下をお持ちになつておられる、千二百人もい

る、特審局でそういうことに考慮しない、そういう問題について頭を使わないで、法務総裁一人が右往左往しておられて、国会が終らなければ仕事ができないうようなことではいけないのであります。言葉尻を取らうとてあります。もう少し政府職員と言いますか、特にこういう法務の仕事、或いは将来公安調査の仕事に当る人が、私は一方には先ほど宮城さんが言われたような道徳的責任、人間的責任を感ずると共に、仕事に對してもと私は打ち込んで行かなければ、幾ら法律を作つても駄目なんでありまして、今法務総裁が一人で孤軍奮闘して

おられるような表現でありますので御同席申上げます。もう少し全員が法務総裁の意を体して、国民に對しこの法案に理解協力を徹底せしめるように重ねて私は要望しておきます。

○一松定吉君 議事進行についてちよつと。大部議事も進行をいたしましたので、法務総裁並びに特審局のお係のかたの御心労に對しては非常に感激をしております。文部大臣にも一つ出て頂いて、学生の行動に對しての影響が非常に本法は多いのであります。そういうことについて意見も聞きたいのです。一つ適当なる時期に文部大臣にも出席を促して頂きたいということが一つ。それからいま一つは、私の考えとしては、調査庁、審査委員会というものを設けるのがいいの、警察官並びに検察庁を一層この方面にも働いてもらうのがいいのかという点についてはまだ結論を得ておりません。私自身はこういう点につきましては法務総裁並びに特審局の皆様からは、この原案に對して、正しいのだというお考えは承りましたけれども、一応この破防法の運用に關しまして警察方面、検察庁方面の意見を聞きたいのですが、警視總監、それから国警本部長官並びに検事正というかたも一つ参考のために御座いますようにお願いいたします。

○委員長(小野義夫君) 今週は御承知のようにもう……来週適當の時期にさよう取計したいと思ひます。ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(小野義夫君) 速記をつけ

○羽仁五郎君 宮城委員の御質問についてですが、これは法務総裁にお願いしたいのです。私は実際自分自身微力であつて、国会議員の職責を完うすることはできないというふうな感じております。法務総裁も先日もお答え下さいました、その誠意におかれまして、又その人格におかれまして、御自身誇られるまでもなく、私どもとして尊敬をしております。でありますからどうか本日の宮城委員のような御質問に對しては、法務総裁のお言葉を拝借しては恐縮であります。命がけで御意見を願ひたいと思ひます。これはお願いでありますから、別にお答えを頂戴いたしませんで結構であります。

○委員長(小野義夫君) それでは午前

はこれで休憩いたします。

午後一時五十分開会

○理事(宮城タマヨ君) 午前中に引続きまして委員会を再開いたします。

○先ず副委員長にお願いいたします。

○岡部常君 本法案の審議もいよいよ終りに近付きました。大体の大筋は出

し、終りに近付きました。私はこの際、歌目を押しておきたいことがありますが、一、二の点についてお伺ひしたいと思ひます。

○本法案は従来各委員がいろ／＼所見を述べられましたように、法案として

は必ずしもいい点数はつけられないと思ひます。いな、大分落第点をつけられておるうちに私も感ずるのは甚だ遺憾であります。

○それはともかくといたしまして、こ

の法案審議に當りまして、我々が各方面の意見を徴しました結果、

輿論、或いは我々の手許に参りますところの文書のごときものによりまして不要であるというところは確実であります。併しながらさういふいろいろな世評がありまして、又我々の机上に積まれますところの集書が山をなしますとも、又電報が何通来ますとも、それらの通信が筋を辿つてみますと、その地域々々によつて理由とすると、そのが局限されておられて、必ずしも我々を納得せしむるものばかりでもないものであります。何らかそのところに相當意図されているところのいわゆる扇動があるのではないかとさへ思われるのであります。

○それはともかくとしまして、それら

の意向が如何ともあれ、それのみによつてこの法案の点数を私はつけようとは思わないのであります。併しな

がらそれは別として、ずつと法案を見まして、どうも少くともこの頃

の法律の立て方としましては難解の点

があるんじゃないか、或いは少くとも

法律家の独断に陥りはしないか、不親切な点があるのではないかと疑い

が濃いのであります。最初政府の提案理由におきましていろ／＼説明があつて、一応さういふ点は解決されてお

つたかのように思ひます。又更に数回の質問応答において漸次その疑点は解決

されたところもあるように思ひます。が、それにしましては……疑いの濃くなる点が相当残つておるよう

に思ひます。私はそれを一挙挙げせんが、その中の善しきものを一、二拾い

まして政府の意図のあるところを伺つておきたいと思ひます。

お述べになつておるごとく、行政措置たることの団体の規制というところ、それに随伴して起るところの刑罰規定の調整というよりなところに分れておることは漸次明瞭になつて来たように思ふのでありますが、私はこの点について世間の誤解が非常に多いと思ひます。世間の誤解を生ずる主な点

は、この根本的の法の立て方によつて生れて来たかのような感じがするのであります。その点は専門の法律学者はさういふ誤解はありませんが、そのほかの各界の人々の意見、殊に一般の大衆の間における誤解が、この点がはつきりしなかつたところに淵源しておるやうに思ふのであります。私は何故にこの立法体系として、初めからこの行政措置と刑罰調整の措置とがもつとはつきり立てられなかつたか、その点に甚だ遺憾の点を認めるのでござい

ます。この点につきましてはたび／＼質問も重ねております。前々回でございしましたか、前之園議員がその点を特に指摘しておられて、私もその点は同感でありましたが、この点に關する政府の立法の衝に當られたかたの御意図、それからそれに対して立法技術の点でございなければならなかつたというやうなところを、実はさつ／＼ばらんに聞かして頂きまして、さうして誤解の根源を私はできるだけ明らかにして頂きたいと思ふのでござい

ます。私はこの際もう最後であります。私も今までの質疑応答ではなお足りない点があつたやうに思ひますので、念のため伺います。

○政府委員(佐藤達夫君) 立法の形式等の關係にも触れてのお尋ねでござい

ますから、便宜私からお答え申し上げます。今のお話の中に出て来るところ一々御尤もであらうと存じますが、

【理事宮城タマヨ君退席、委員長着席】

その一つとして拝察いたしますのは、この罰則規定を別建にすべきではないか、むしろそのほうがわかりよいではないかという点が一つの内容になつておるやうに拝承いたしましたのであります。この点は先にも触れたことがござい

ますので、要するに一つの考え方として、刑罰規定の補整にかかる部分は刑法の中に加ふるべきではないかという点になると思ひます。これは申すまでもござい

ません。刑法は刑罰關係の基本的法律といふことになつておりますので、それに対して今回の法律案でこれを補整せんとする部分は、国家百年の刑罰としてこれを存置すべきだといふやうなものと我々は考へておりませんので、その意味で別建に便宜この法律案に盛り込んだこととござい

ます。もう一つ今のお尋ねに含まれておりますのは、この刑罰と団体に対する規制処分という行政措置とのこの絡み合ひの問題について誤解がありやしないか、これは大変御尤もだと思ひます。その点につきましては、仮にこの形を、第四條なり第六條において、曾つて危険な活動をやつた団体というやうに書いておけば、危険な活動をやつた団体という、その危険な活動というものは一切法律で限定をしないという形になつておれば、これは非常にわかりよい形となるのでござい

ますが、我々

といたしましては、その危険な活動といつたところで極めてあいまいでござい

ますから、これを極力限定いたしまして、誰が見ても危険だと思われるところにその条件を絞つて行かうという

ことからは、たゞ／＼その条件として、やはり刑法で処罰されておるやうな事柄の中から更に危険なものを持つて列挙しようというので、この三條の列挙が現れて来たわけであり

ます。従ひましてでさういふ形を見ますという点、皆この刑法第何條といふやうな刑罰規定が列んでおる。それから更に誤解が出て来まして、これは団体に対する処罰じやないかといふやうな

お氣持が世間に見受けられますのは、これは私も無理のないことであらうと一応考へられました。併しながらこの法律の意図は、只今申しましたやうにこの危険性の標準といふものをきりぎり結着にはつきりといふところの手段として、この刑法の処罰の条文を三條に掲げたといふ趣旨でござい

まして、この点はいくらも又十分一般に對する啓蒙と申しますか、そのほうに努力しなければならぬと思ひますが、これは説明を十分いたしますれば御理解願へることではあるまいかといふやうに考へておるわけとござい

ます。○閣部常務 今お述べになりましたすでに総裁からも私は承つて大体了解をいたしております。私のお尋ねしたいのは、最も技術的の面で、なぜあの行政処分とそれから立法措置とを截然として条文の上で章を變えるとか或いは條を變えるとか、少くとも項を變えるといふやうなことはお考へになつたかどうか、それは恐らく素人はあ

れをすつと書き流すことによつて昏迷を來たす。私はこの第一條は行政司法の昏迷があると、それがこの問題を大きくした一番ものであると、私はつくづくこの質疑応答、即ち世論の動き方、私の机の上にこんなに堆高く來ます。授書によつて私はそれを見ておる。さういふふうな技術的の点も、打明けたところさういふところは困難だ

と、さういふ立て方をしようと思つたがでさうなかつたといふところを御発表になつたらどうか。さういふほうが皆さんの了解を得られるのではないかと実は思つておる。苦しいやうなことが、若しありましたらば、さういふところも一つお示しを願ひたい。どうも私素人の考へとしては、

章を別にするとか條を別にするとか、少くとも項を別にするといふやうなやう方もあつたのではないか、さういふふうになつたのではないか、さういふ点で……

○政府委員(佐藤達夫君) 或いはお尋ねの趣旨と外れますかも知れませんが、私の了解するところによつてお答え申し上げます。

今のお尋ねは、恐らく行政規制措置に關する部分と罰則に關する部分とを截然と分れるやうに、はつきり見えるやうにしたかどうかといふことではなかつたかと存するものであります。成るほどさういふに伺いますといふと、今丁度お言葉に出ましたやうに、第一條はこれは両方に跨つておるわけであり

ます。これは誠に御尤もだと存じますが、それ以外の点につきましては、或いは第一條といふところを、全般的の第一章總則とござい

ますのを、第一篇總則

といたしまして、第一章の中の二條から第二章も第三章も皆含めたものを第二篇規制手続と、さういふふうによりまして、最後に罰則の所を第三篇罰則の補整といふやうな組立にいたしますことは、今のお話を伺ひまして、一つの行き方であると思ひました。ただたゞ／＼今問題になりますのは第一條のあり場所ではないか、これは御尤もではないかと思ひますけれども、それ以外の点につきましては大体この条文が固まつておりますので余り実は……本當に正直に申しまして、おつしやるやうなところには、そこまでの氣持は及ぼしておりませんのでござい

ます。○閣部常務 大体お氣持はわかりましたが、先ほど宮城委員からも、政府のあらかじめの用意が足りなかつたのではないか、宣伝が足りないといふ御意見がありまして、私も同様に感じますので、先ほど長官がおつしやつたやうに、若しこの法案が通りますれば、どうぞ世の中の誤解を解くやうにこれこそ宣伝をして頂きたいと思ひます。

それから次に私が伺ひたいことは、これも本法案の審議の重大なる点になつていと思ひます。屬動といふ文字です。この文字につきましてはいろいろ論議せられました。私は回顧いたしますと、昔學校で英法をやりましたときに、イギリスのコンモン・ローにおきましてフェロニー、つまり重罪犯についてはやはり屬動といふことが認められておつたやうに記憶いたします。御承知のやうにコンモン・ローでありま

すからいつ制定されてといふのでなく、自然に發生して判例等となつて今日に至つているのであります。これは歴史も深いし根拠も私はあ

るものだと思いますが、若し私の記憶にして誤りなしといたしますれば、それはどういふふうになつておつたか、実は私も調べようと思つてコンモン・ローを調べて見ましたら、もう暫らくそういふものを習ひませんからよく探し出せませんでした。併しどうもろ覚えでありますからほつきりしませんが、どうもあつたように思いますから、その点を伺いたい。同時に恐らくこれは英米法にありますが、恐らくそれが反射的にドイツ法系にも現われ、或いはラテン法系のほうにもそういうものが現われるということは、これはまあ通常であります。そういう点が若しお調べになつてあればそれをお示しを願いたい。これはまあ比較法学的に見て相当意味があると私は思います。今までそういう御説明がなかつたように思います。又今までどうも御質問もなかつたように思いますから、私は補足的の意味においてその点をお伺いします。これは何も直接ここで答え下さなくても、一つ資料でも早くお示し下さなくても結構であります。併しここで御説明できれば、時日がないことでもございいますから承わればなお結構だと思ひます。

○政府委員(関之君) お尋ねの点につきまして、私も立法するに當りまして、外国ではどういふことになつてゐるかという点を一応調べて見た次第でございまして、十分ではございませうが、一応立法の資料に供しました僅かな範囲について私の知つてゐるところを申上げて御参考に資したいと思ふのであります。

お尋ねの最初の英国であります。が、これは岡部先生の御記憶のよう

に、英米におきましてはこのフェロニー、これは重罪であります。犯罪を叛逆罪と重罪と輕罪の三つに分けて考へておりまして、叛逆罪と重罪について犯罪を惹き起させるような言葉、これは日本でも申しますと或いは教唆になり煽動になるかも知れませんが、要するにそういう言葉は、それ自体がもう結果の起るのと否とを問はず犯罪として処罰されてゐる、これが普通法上の原則であるわけでありまして、従つて何ら法律制定を要せず、今申上げたような叛逆罪の教唆、煽動というふ罪のなみのこの教唆、煽動というふに、それを起させるような虚れのある言葉自体が犯罪として処罰されてゐるわけでありまして、これは考へ方が私の調べによりまして、大陸法系と全然異つておりますと、とにかく大陸法系では或る言葉があると、それが実行が行われなければその言葉を処罰されないという建前になつておりますが、そこが英法は非常に異なるのであります。この叛逆罪と重罪に関する教唆、煽動のやうな言葉は、それ自体で処罰するといふ考へ方が、これが米國に受けられてゐるわけでありまして、米國におきましてはこの英法の基本の流れを汲みまして、そうして叛逆罪のな行為、そして重罪のな行為は全部これを違法としてこれを処分してゐるわけでありまして、そこで問題になりますのは、そういうやうな英法の立場から見てこの破壊活動防止の本法の第三条に挙げらるやうな各行為が、これが英法の立場から見るとどうなるかという比較的問題が大きな問題になると思ふのであります。そこでこの第三条に掲げ

ました各行為につきまして、英米法の立場から見ると、第三条の一項、一号のこの内乱的な行為、これは向うから申しますといふゆる叛逆罪のな行為でありまして、当然これを惹き起させるやうな虚れのある各種の言動は全部このままで犯罪として処罰されてゐるわけでありまして、これは言葉といたしますればアジであるとか或いはアドヴォケートであるとかいふ言の言葉が使われておまして、一律ではございせんが、とにかくその結果を惹き起させるやうないろ／＼の言葉を、そのまま結果を見ずとも犯罪として処罰するといふことになつてゐるわけでありまして。

で、この第二号のほうであります。が、この第二号のイの騒擾の規定、これはアメリカの各州を調べてみますと、或る州によつてこれが重罪として扱われ、或る州によつては輕罪として扱われる。従つてこの部分につきましては、或る州ではそれらの教唆、煽動的な言辭はそのまゝ犯罪になるが、或る州によつてはなつていないといふことになるのであります。それからロの放火の罪、次のハの激発物破壊の罪、汽車、電車、船舶の罪、殺人、強盜、そして爆発物の使用と、そして凶器又は毒劇物で多衆共同して檢察官、警察官等に公務執行妨害をなす、これは英米法の立場から見るといふずれも重罪に當るものであるといふふうに、私は調査をしてさうに思つてゐるわけでありまして、従ひましてかやうな行為につきましては、英米法の立場から見ると、その教唆とか煽動とかいふ／＼の言葉が起させるやうな虚れのある行為

或いはそういうやうな危険を來すやうな虚れのある行為、そういうやうな言葉はすべて今日において犯罪として処罰されてゐることはすでに常識的なことになつてゐるわけでありまして。

なおこのほかに最近の傾向といたしまして、特にアメリカにおきましてはこのやうな行為のほかに、いろ／＼の言葉による犯罪の教唆とか煽動とかいふやうな行為を広く処罰することに相成つてゐるわけでありまして。最近の立法例を調べて見ますと、これはアメリカの例のミス法であるとか或いは各州におきまして無政府主義者の取締法であるとか、或いは国内安全保障乃至は動亂の教唆とか、或いは軍に対する妨害行為の取締法であるとか、各種の立法例を調べて見ますと、次のやうな言葉が言葉それ自体で結果が惹き起されず、犯罪として処罰されてゐるわけでありまして。それはアベット、アドヴォケート、インサイト、エンカレッジ、プロヴォーク、アジ、エンカレッジ、アドヴァイス、テイーチ、こ

ういふやうな言葉がそれ自体で、何ら実行行為が随伴されず処分されてゐるわけでありまして。これらの言葉を日本語に訳してみますと、或いは煽動となり教唆となり補助となり、或いは騒擾となつたり、或いは奨励する、或いは鼓舞する、或いは奨励する、勧告する、教える、助言するといふ、いろ／＼こ

ういふやうな言葉に訳されてゐるのであります。要するにかやうな一切の言葉がそのまゝでも犯罪となるといふふに規定されてゐるわけでありまして。これはなぜこのやうに随分いろ／＼な言葉を挙げたのだらうか、この立法の理

由につきましては、議会の説明書が手に入りませんので調べて見ませんが、一応私どもの推定といたしましては、要するに犯罪者が、お前はアドヴォケートしたのだという、俺はそうじやない、エンカレッジしたのだというふに遁辭を設けていろ／＼逃げてしまふから、それでいろ／＼の言葉を羅列して、そしてそのやうな一切の犯罪が惹き起される行為を全部押えてしまふといふやうな考へ方ではないかと思ふのであります。これが米英法における概要であります。

次に第二点であります。が、ドイツとかフランスの大陸法系におきましては、この犯罪の教唆とか煽動とかいふ言葉につきましては、第一の原則は、それらが正犯が実行しなければ処罰しない。だから犯罪を教唆したとしても、正犯が実行しなければ処罰しない。丁度日本の刑法第六十一条の原則でありまして、そういうことが長い間の原則であつたのであります。ところがその後この英米法の考へ方が移入されて、どうもそれだけでは不足であるからして、重い罪については教唆とか煽動とかいふ／＼、とにかくそういう言葉でそのやうな重い罪が惹き起されるやうな虚れのある行為は、実行が伴わなくても、直ちにこれを犯罪として処分するといふ考へ方が大目に入つて來たのであります。それで例へばドイツで申しますと、日本の刑法第六十一条のやうな教唆に関する規定のほかに、先ずこの重罪を煽動するといふことは、先ずこれを煽動するといふことは、それを獨立に処罰するわけでありまして。又公然多衆の面前又は文書によつて法令又は官憲の命令に服従しないことを煽動すること、これはその

こと自体で犯罪として処分しているわけであり。そして又一般に犯罪を煽動することは、結果が起きた場合と結果が起きない場合によつて刑に若干の差別を設けて、そういう行為を一般に処罰しているわけであり。従つて結論から申しますと、一般に犯罪を煽動することは、結果が起きなくて、そのこと自体で処罰するというところに相成つておるわけであり。

次に昨年の八月ドイツにおきましては占領軍の進駐と共に内乱罪に関する一切の規定が削除を命ぜられまして削除しましたが、平和条約の発効を見越して昨年の八月に刑法の改正をいたしまして、内乱に関する部分の規定を挿入したものであります。そしてその中には以上の原則のほかに、この内乱罪に関する文書、録音盤、絵画、若しくは制作物の出版、制作頒布又は頒布目的の所持というものを処罰するといふ規定を新たに一条加えていたものであります。又そのほかにかかる内容を有する表示物若しくは制作物の映画、放送、無線電話、若しくはその他の光学的複製によつて頒布するものを又同様に処罰しているわけであり。従ひまして内乱罪につきましては、その煽動、教唆というふうな犯罪を起す虞のある言葉、かようなことを書いてあるところの文書、録音盤とか図画、若しくは制作物とかいうような出版、制作物の頒布及びかようなものの放送、電信電話、若しくは光学的複製によつてやる頒布、こういうふうな広汎なものがあるとして処罰されているわけであり。なおこのほかドイツの昨年の改正におきましては、国権の執行、従つて国会であるとか或いは大統領で

あるとか、或いは行政府或いは憲法裁判所というふうな、そういう国権の中核、最も重要な機関に対する各種の政治的意図を以て品位を傷つてやうな名誉毀損的な行為、そういうやうなものも広汎に犯罪として処分する規定を設けているのであります。これが大体ドイツにおける今日の現状であるわけであり。

次はフランスでござりますが、フランスは刑法の教唆の規定は日本の現行刑法と建前は一致しておるわけであり。即ち犯罪の教唆、煽動であり。また、その結果が起らないければ、その言葉自体では処罰しないというのが刑法の建前であり。ところがこの建前も一八八〇年代に崩れました。そしてその後におきましては言葉自体で処罰するという方向に進んでいるわけであり。そして現在刑法の中では、政府の転覆若しくは変更、又は公民若しくは住民を煽動して政府に対して武器をとらしめるといふやうなことを目的とする違法行為は重く処罰するといふ規定があるのであります。これはかなり前からあつたやうであります。併しその後こういう方面に対する言論出版のやうなものの取締の法律を新たに制定いたしました。今日におきましては公けの場所又は集會においてなしたる言論又は公けの場所若しくは社会において頒布する文書、印刷物等によつて重罪又は軽罪を直接に煽動することは、方法は多少限定されておりますが、フランスにおいても広く犯罪として処罰されるわけであり。そして次にこれは窃盗罪、故殺罪、略奪罪、放火の罪及び爆発物使用の罪、こういうやうなものの罪とか或いは内乱

罪であります。これらの罪及び外患罪、こういうものにつきましては、直接煽動した方法の如何を問はず、煽動した者を処罰しているものであります。又次には今の故殺とか略奪、放火とかの重罪若しくは窃盗の罪、若しくは爆発物使用といふやうな重罪を賞揚すること、これは煽動でなく、それを賞め上げるといふやうなことも、これも独立罪として処罰されているわけであり。こういうやうなことがフランスの現在の刑法やその他の刑事取締法規に現れておまして、この破壊活動防止法案と比較されれば参考立法と相成るかと思ふのであります。

極く概略であります。御説明した次第であります。

○岡部常君 只今最後のところは、フランスの法制では特別法の場合を引きになりましたが、そのほかの場合は大體一般の刑法と承知してよろしいか。

○政府委員(関之君) アメリカの場合、これはすべて単行法の形になつてゐるわけであり。日本のやうな刑法的な一本の形でなく、いろ／＼の単行法で出ているわけであり。ドイツの場合は、これは私の調べたところでは刑法の範囲でござい。フランスにおきましては、今申し上げました言葉の場合には特別法になつておりまして、政府の転覆、煽動のみを刑法に取入れているわけであり。

○岡部常君 それじや英國の場合はどういうふうになつておりますか。

○政府委員(関之君) 英國の法律はいわゆるコンモン・ローになつておりまして、制定法で刑法的な法典は少いようであり。そこですべてが判例で、

これ／＼の場合にはこうなつてゐるといふふりをして固まつてゐるのであります。

○委員長(小野義夫君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小野義夫君) 速記を始め。政府委員において保留された答弁を願ひます。問題を明らかにして言つて下さい。

○政府委員(吉河光貞君) 昨日保留になりました答弁のうち、伊藤先生から御指摘になりました破壊活動防止法案第十八条に関連する問題でござい。この点についてお答えいたします。

公安調査庁長官が公安審査委員会に對しまして処分請求をしない旨の決定について一事不復理の原則が適用されるかという御質問の御趣旨でござい。ますが、このやうな決定の基礎となりまして同一の事実につきましては、証拠関係が同一である場合に限り再び請求しないといふこととでござい。この意味におきましてはいわゆる一事不復理の原則が適用されるものと解してゐる次第でござい。

○委員長(小野義夫君) よろしくござい。では次の問題。

○政府委員(吉河光貞君) 次に機関誌の同一性についてやはり伊藤先生から御質問がございました。この点についてお答えしたいと思いますのであります。

機関誌の同一性は実質的な編集方針を中心として判定されるという私の答弁に對しまして伊藤先生から、それは紙面に現れた機関誌の編集方針の同一性といふことは、結局思想

的な立場と申しますか、それから第二といたしまして主張、第三点としまして記事の公正、これらの問題について判定をされるのかという御趣旨の御質問がございました。結論から申しますと、これら三点のいずれについても判定されなければならぬといふふうに考へておる次第でござい。その理由につきましては大変複雑な考へでござい。私どもの見解をお答えいたします。この法案でも書いてあります通り、「団体がその目的、主義、方針等を主張し、通報し、又は宣伝するために継続的に刊行する出版物をいう」といふやうにありまして、この出版物が今日一般の普通の新聞の形をとることが大體多いのでござい。かやうな新聞の形で機関誌が発行されるとき、機関誌といふことは、当然これを発行する団体の重要な活動の一環としてかやうな機関誌が発行されるというこゝになつて、その団体の目的なり主義、方針を主張し、通報し、又は宣伝するといふものために使われるといふ建前になるものと考へております。従ひまして機関誌の編集方針は、その当該団体の思想的な立場、或いは碎いて申上げれば政治、経済、社会問題に対する基本的な立場といふものが当然その基礎となつて来る。更に進んではその機関誌の編集とその立場が当然機関誌の編集方針の一般的な思想的な立場として現れて来るものと考えるのであります。かやうな点がどういふ点にそれでは新聞の紙面を通じて現れるかといふ点につきましては、第一の点は、新聞には社説とか主張とかいふやうな、その

機関紙の主観的な主張を打出して来る面があるものでありまして、ここに最も強くかような思想的立場が現われて来るのみならず、更に進みましては記事の選択、それから編成並びに記事につきましての言葉、見出し等につきまして一般的に現われて来る。かような次第で、思想的な立場は社説を初め主張その他の点を中心として広く紙面全般に現われて来るのではないだろうかと思つておる次第でございます。

次に現われて来るのは、記事の選択、記事を選択する主観的な取捨、捨てたり取つたりする取捨という点に現われて来るのではないだろうか。先ず

第一は、多数の記事の素材や多数のニュースの中から一定の選択標準によりまして記事が選択されて、これが紙面に組み込まれるという点につきまして、機関紙の編集方針がそこに現われて来るのではないだろうかと思つておるわけでありまして。次に記事の書き方の主観的な改変と申しますか、選択した記事に文章的な表現をつける方法、その様式の問題でありまして、これらの文章の現われ方によりまして、これを読んで受ける影響が變つて参ります。かような点に編集方針というものが現われて来るのではないだろうか。次に紙面の配列の主観的な構成と申しますか、紙面における記事の割当てという問題でありまして、トップ見出しをつけて、大きく打ち出して来るとか、或いは要項を頭につけて、その概要の重点を特に取上げて打出して来るとか、或いは大小の小見出しをつけるとか、いろ／＼な技術的な行き方を通じまして、その内容として実質的な編集方針が現われて来るので

はないだろうか、かような点に編集の実質的な方針が打出されて来、こういう面から編集方針の同一性というものを判定せざるを得ないのではないかと、かように考えておるわけでありまして、結局昨日伊藤先生から御指摘になりました問題に帰着することになるわけでありまして。これらいろいろもついても、これを総合的に検討いたしましてその同一性を判定すべきものではないだろうかと思つておるわけでございます。

○伊藤修君 そういたしますと、昨日御答弁になりました、いわゆる材料及び紙面の表に現われたところの編集方針というものがよつてこれの同一性を認定する。而して紙面に現われた編集方針というものを細分いたしまして、形式的編集方針と実質的編集方針とにこれを区分し、形式的編集方針については今詳細に御説明になつたような、いわゆる見出しのつけ方、小見出しのつけ方、或いは紙面におけるところの取扱い方並びに記事の大小の扱い方、そういうような構成についてこれを同一性を認定する。実質的にはその思想及びその思想の表現、即ち主張の同一性並びにいわゆる取扱われた記事の構成、或る種の記事を特段に集中してそれを取上げて行く、そして以てその団体の主義、主張というものを人に知らしめる、こういうような点を標準にしてこの同一性を判定する。こういうふうに御意見が決定したわけですか。大体私が申し上げたことに準じられるようなことになつてゐるのですが、そのほかにはないのですか。

○政府委員(吉河光貞君) ほかにありません。

○伊藤修君 そういたしますと、それはそれでよろしいのです。そういう御見解に決定いたしますれば、一つのやりどころがでますから、機関紙を発行する上においてこういう点を基準にして考へて、同一性なりや否やということの、その面におけるところの社会生活の方針を立てることができると思ひます。そういたしますと、いわゆる羽仁さんの先だつて申されましたように確信犯のようなかた／＼に對しては、勿論それが再び取上げられて、調査の対象になるということに覺悟の上にとやられますから、これは多く問題なと思ひます。善良な組合員は一たびその構成員の中で過つてこういうような規制処分を受けた。その後の組合活動として違つたものを出して行こう、そういう場合におきましては、その法に触れることを非常に厭う意味において、こういうものを出したいからという記事ではどうかという、いわゆる公安調査庁に事前にその内容の検閲を受けるという方向に進まざるを得ないという結果になりはしないかと思はれるのです。そうすることによつていわゆる事実上の検閲制度といふものがそこに復活するのではないかと思ふのです。それに對しましてあなたたちの職務執行の上において何らかの基準といふものをあらかじめ知らしめる……、さうな検閲制度の復活に似たような、実質的に検閲制度の復活する何かお考えはあるかどうか、その点をお伺ひいたしたい。

○政府委員(吉河光貞君) 只今の伊藤先生の御質問に尤もだと思つ次第でございます。只今お答えしまして、な

お先生からも重ねて御指示がありました、こういう御意見を明確にいたしまして、それ／＼の機関紙を発行されているような団体、或いは日本新聞協会等を通じて十分に趣旨の徹底を図つて行くようにいたしたいと思つております。

○伊藤修君 この問題は本法の三条の一号の他の場合においても起り得る問題でありますから、そういう点については重ねて次の機会において逐条審議の際に尋ねすることにいたします。

由或いは新聞の自由、もつとはつきり言つと、新聞の自由を制限してはまずね。これは同一性ではなくて、先ず同一性のもの一つ手前の「当該暴力主義的破壊活動が機関誌紙によつて行われたものである場合においては、六月をこえない期間を定めて、当該機関誌紙を続けて印刷し、頒布し、又は頒布する目的をもつて所持することを禁止すること」といふのは、この機関誌紙の発行、即ち一般の新聞の自由という点に對する制限ですね。これはお答えして頂くまでもなくわかると思ひたいと思ひます。

○羽仁五郎君 今の御答弁を聞いて一般の新聞界のかた／＼が納得されるかどうか、それは世論の批判に待ちましよう。そうして世論が今の御答弁で納得しなかつた場合には、勿論政府もそれを無視されるということとはしないだろうと思ふ。

○政府委員(佐藤達夫君) そのことによる危険性という観点から来る調整と申しますか、そういう点から来ておるものだと思います。

○羽仁五郎君 これは昨日念のために申上げて置きましたように、基本的人権というように一般に総称されておるものに制限を与えられぬものと……、それは我々の見解によれば絶対に制限できない、あなたのお考えでは制限されたいといふもの、この兩者をひつくるめて、そういう制限されたいという見解と、それから絶対に制限できないという見解とを二つ含んだ一種の基本的権利といふものがある。新聞の自由はそのいずれに属するものですか。

○政府委員(佐藤達夫君) それは勿論制限されたいほうに入ると思ひます。

○羽仁五郎君 それでは順序立てて伺つて参りますが、第一に、この第四条の二項は、これは意見局長官に何つて置きたいと思ひますが、この出版の自

○羽仁五郎君 我々の見解によれば絶対に制限できない、今の政府の御見解では制限されたいもの、即ち第一の制限、公共の福祉によつて制限さ

れるということが憲法においても考えられてゐるような種類の普通に學問上には制度的權利というふうに言うが、本来の意味における基本的人權と性質を異にするものとは違つて、これは本来の意味における基本的人權であり、制限されがたい、或いは絶対に制限されることの許されないという解釈も成り立つものに屬する、新聞の自由は……従つて百歩譲つて、これが制限される場合においては有名なホームス判事の場合を持つて来るまでもなく、眼前の明白な危険といふものによつてのみ制限されるものだらうと思ふ。そうすると眼前のということについて先ず伺いますが、眼前のというのは時間的にどれくらいのことを指すのですか。

○委員長(小野義夫君)　ちよつと羽仁さんに申し上げますが、今日はいわゆる保留された答弁だけに限局されてやつて、来週の逐条的な審議のときに今のような問題をもう一ぺん取上げて御発言願つたらどうでしょうか。

○羽仁五郎君　それでは逐条審議の際に十分に時間を与えられることを確信いたしました……。今申し上げますのは、政府がこの問題についてさっきの伊藤委員に対する吉河特審局長の御答弁のような、そう申すと甚だ失礼ではありますが、安易なそうして場合によつては絶対に制限されないとも考えている、而もそれは有力な見解である、基本的権利をやすく／＼と制限できるようなお考えに基いて答弁をなさるということでは到底我々は納得できないので、その点については十分に御研究下さいまして、逐条審議の際にお答え下さるようにはお願いいたします。大体の

私の質疑を終わります。

○吉田法晴君 関連して、伊藤委員の……これは特審局の意見として一応承わる、こういうことでございましたが、私は特審局長の御説明を聞いておつて大きな疑問を感じますので、二つ承わりたいと思います。

それで、大體總集方鈔の同一性ということで思想、主張、それから記事の構成とと解説されたように思うのでありまして、が、思想を編集方針の同一性について挙げられるということは、これは思想の自由について関与することに相成るかと思うのですが、思想についてこれは同一性の基準とせられるということは、これは私は問題だと思われるのであります。法制意見長官はどういう

工合におお考えになりますか、お伺いいたします。と申しますのは、一応思想、主張、記事の構成と三つに分けられました、その主張の中でも、社説であるとか或いは論説であるとか、名前とはかく、これを同一性の基準になるもの

として再び思想的な立場ということと言われました。そうすると思想も主張も記事になるものは思想じゃないか、今の御説明を承わつているとそういう感じがするのであります。

それからその思想の中身として政治、経済、或いは社会に対する基本的立場と、こういうことを述べられたのであります。が、編集方針の同一性の中における思想ということが中心になつてゐる点に鑑みて、私は思想を編集方針の同一性として選ばれることはこれは不當しやないかと考えるのであります。が、意見長官はどう考えておりますか。

か、伺いたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 思想と言いましても、これは今特審局長の答えられまじしたのは、恐らく思想を取締るとかというような御鑑念のような立場からのもてはなくて、この同一性を判定するについては要するにあらゆる客

想をいふ／＼と捉えて總合的に判断しなければならぬ。客観的事象として何が現れて来るかというと編集の方針、言換えれば編集の指導原理というものがある。客観的に文字の上で現れて来るものがある。そういうものを総合観察して判定するという意味で申上げておつたと考えます。

○吉田法晴君　ただ思想を、政治、経

れども、具体的なこれは破壊活動に関する。それでそのほうに形式的な紙面の割当てかということを言われましたけれども、社会的基本的立場という言葉を使われたと思ひますが、そういうことでは私は思想に關与することにならる。それでそのほうに形式的な紙面の割当てかということを言われましたけれども、具体的なこれは破壊活動に関する。

連するのでありますから、具體的な破壊活動を前の新聞が、この法律の言葉で言いますと恐らく扇動者、具體的にその破壊活動の趣旨を主張しよう、これが紙面に具體的に現われた、こうい

を思想として、抽象的に政治、経済或いは社会の基本的立場ということを言われましますと、例えば例を挙げますと、労働組合の機関紙で、前の機関紙の場合も、これは労働組合、労働者のことでありますから、資本主義を否定して社会主義を実現すべきである。こういう思想を持っていたかも知れない。これはその次の新聞にも題号は違つても

或いは出て来るかも知れない。その場

合に思想が有力な、例えば三つ挙げられた思想、主張の中において、その實現の方法はとにかくとしても、社会主義なら社会主義というものは同じよるに思想が表われている。こういうことで前の新聞とあとの新聞が同一だとい

うことになりましたれば、これは私はその社会主義が悪いのだ、こういうことになるから、思想とということが、或いは思想、主張と言われた三つの要素の中の二つの中にも入るというようなこととは、それは妥当ではないじやないか、それが思想干渉の一つの態様になるではないか、こういうことを申上っているのであります。

○政府委員(佐藤達夫君) 今おつしやいました通りの趣旨で申上げておるの

であります。今御疑問になつてゐるようなことは勿論含まない趣旨で申上げておるのであります。

○吉田法晴君　含まない趣旨で申してゐると申されましても、述べられなされた論明は、思想、主張、記事の構成といふ

ことで詳しく述べられた、その述べ方が、私が先ほどのような疑問とそれから反問するよりな述べ方であつたから申上げておるのであります。そこで結論から申しますと、折角たくさん述べべら

れたけれども、問題の回答にはなっていないのじやないか、或いは同一性の標準として、物差として、これはあなただのあれで言うならば客観的な物差として出されて来たけれども、客観的な物差でなくして、多分に主観的な物差になっているというのを、こういうことを申し上げているのであります。それはそういう工合に考えられると思ふ。私はまあ今の御説明では、同一性を

判別すべき客観的には物差にはなつ

おらんように解釈される。

○政府委員(言河光貞君) 昨日から私どもも答弁いたしてあります経を申し上げますと、結局編集方針、題の同一性と編集方針の同一性、而も編集方針は抽象的な編集方針では

性ということによつて判定されるべきものではなからうか。それではどういふ点にその編集方針の同一性が判定されるのか、一口に紙面に現われた点とだけでは漠然としておるではないか。という点が問題になり得る。編集方針の同一性というのはどういふ点に現われるものであらうかと申しますと、實質的な編集方針といたしますと、結晶新聞の社説とか主張とかというふうな

欄がございまして、新聞の具体的な意見が、強く具體的な大小幾多の問題について打出されて来るわけでございしますが、これはその時々にくる／＼変々ではなくて、やはり背後の団体の立場なり編集スタッフの立場、補充的

般的な立場というものがそのベースになつて参りまして、一つの政治、経済、社会その他の問題についての基本的立場というものがその主張の裏に潜み出して来る。もとより新聞でありま

すから日常起る重大問題、或いはその他の問題につきまして具體的な編集の方針は立てますが、そのほかに一般的な編集原理と申しますか、編集の基本方針というものも当然あり得る。かようなもの、両者が主張の欄に強く打出されて来る。補充的には天声人語とかか補充的な論説欄に打出されて来る。こういうふうなことによりまして、前にあつた新聞とあとにあつた新聞を比較

して見ますときに、その点も一つの標準と申しますか、同一編集方針の紙面に打出された点を比較する重要な部面になるのではないだろうか、かような意味で申上げたのでございます。

○吉田法晴君 依然として言葉は思想という言葉でございませぬけれども、政治、経済、社会に対する基本的立場というところで思想が出ております。思想を同一性の場合に挙げられる、これは割られるべきだと思ふのです。さつき例を挙げられましたけれども、前の新聞も、或いは書いた編集方針の基本的なものに思想が出ていたり、或いは次のやつにも思想が出るでしょう。思想は私はこの場合の同一性の基準にはならぬと思ふのです。なすべきではないと思ふのです。具体的破壊活動の方法、まああなたたちで言うところの宣伝と言いますか、とにかく方法について同一であるかどうか、これが問題になるべきだと私は思ふのです。そのことを先ほど申し上げ、思想を同一性の中に織込まれるということになるならば、それは口でや思想について関与しないと言われるけれども、自然に関与することになるじやないかということをお申上げておるのです。もう少し具体的に書いたものでも頂かなければ検討がなかなか困難でありますけれども、少くとも今口頭で述べられましたものについてその点は私間違いないと確信をいたします。

○委員長(小野義夫君) ちよつと文書で……吉田君にちよつと注意いたしますが、いづれ文書で渡すことにして、これは今幾ら議論しても解釈と言いますかね、ちよつと今すぐここで議論はできんと思ふのですが……

○吉田法晴君 それじや文書に書いてもらふことにしますが、今の御答弁を聞いておつても、佐藤意見長官と吉河特審局長の間に私は意見の食い違いがあると思ふ。

○委員長(小野義夫君) 書いてそれから一つすることにいたしましたし、意見になりましますから……

○吉田法晴君 私には意見の食い違いがはつきり感じられますよ。

○羽仁五郎君 それはありますよ。

○委員長(小野義夫君) そういふことを一つ承わつておいて、文書にして……

おいでになりますから、如何にそれが効果になつたか、結局その結果は次から次と別の新聞が出て来る。次から次とそれを抑えて行くという、まあ何と申しますか、実に乱暴と申上げないまでも乱雑になります。そうすると次から次と出て来るものを次から次と抑えて行くということになると、折角法務総裁のお氣持でここに立ててある、絶くまで暴力活動というものを中心にして行くという考えからだん／＼その判断が乱暴になりまして、大体同じものだらうというふうに行く虞れがあるのではないか、これが一点であります。それから第二点は、そうしますと最後にその破壊活動的な版に機関紙といふものも、今度は第二では別に何らの団体というふうな或いはその目的というふうなものを明らかにしないで、一般紙と非常に似通つた形のものが出て来るのが予想されるわけなんです。それでこれも法務総裁御自身は、それは直接破壊活動を曾つて行ひ又反覆するといふことにはひつかつて来ないといふことになるようでありまされども、併しそれが今申上げたように非常に混雑した状況において出て参りますと、そうしますとそこに今ちよつとお引きになりましたように、最後には編集上の方針というところでやつて行くほか仕方がないということになつて来る。そうしますとこれは明瞭に或る団体が、破壊活動を機関紙において一ぺんやつた団体のものじやない、そういふことも何も書いてない、誰がやつてゐるのだかよくわからない、形は一般紙の形をかつてゐる。併し実質的にはこれは破壊活動を一ぺんやつた団体が再び繰返そうとして出されてゐる機関紙だといふように認定をせざるを得ないです。ね、これはどうしても……當局としてはそういうふうに進んで参ります。例えば第二の点がどうかするとそれは一般紙において或る論調が現れてゐるの、その一部分的な現れではないかといふふうに見られる虞れが起つて来るのじやないか。これは戦争中にもそういうことが起りまして、毎日によ朝日にせよ、そういう点で、朝日全体がそういうふうになつてゐるわけじやない論議。併しながらその一部分に戦争に反対或いは共産主義的な目的を以て、当時の考え方はやはり一種の破壊的な活動をする者が入つて行つてこういう記事を書くのじやないかといふふうになつてしまふ。これは勿論これらは直接そういうことになるのじやないの、朝日新聞や毎日新聞が、こういうものが該当するといふことはこれは勿論心配しないのです。そういうことでなく、その朝日なり毎日なりの紙面に現れてゐる或る部分的な活動においてこれらと関連があるのじやないかといふように疑われる場合が恐れられるのじやないかといふ点の心配が主な心配だと思ふのであります。今申上げた二点につきまして法務総裁もそういうような御心配が起り得るかも知れませう、こういふふうなふうに御想像して頂けると思ふのであります。そういふ点をも含んだ問題でありますから、どうか一つ後にはこれは今委員長の御注意で逐条で何つて行くことになるのでありますけれども、それらの点について、

て、即ち新聞の自由というものを飽くまで尊重する、これはもう法務総裁の御意思はよくわかつておりますから、それがこの条文によつていやくも犯されて行かないようにあらゆる面をお考え下さいまして、それを政府側からの御答弁のうちに現れて頂きたいといふふうにお願ひしてお聞きしたわけでありま。

○委員長(小野義夫君) 次に保留されました代理権云々の問題、あれの御答弁を……

○政府委員(関之君) これも伊藤先生からのお尋ねで保留してあつた問題であります。当該団体の代理人が審理官の前におきまして各種の弁解をいたすのであります。その際に団体の役員等との間に供述の食い違いがあつた場合に、特に代理人が不利益な供述をしたといふような場合の措置であります。その扱ひにつきましては、昨日来の伊藤先生の御注意誠に御尤もでありまして、その趣旨のことを法務府令に明らかにいたしたいと、かように私も考へてゐる次第であります。この点で御了承を願ひたいと思ふわけでありま。

○伊藤修君 その点にお氣付願えまされば、その基本的な問題はそれで片づくのです。ただその扱ひ方として法務府令で賄えるか、或いは本法において賄ふべくやならんか、は、なお私のほうも検討いたしまして、いづれ意見を申上げたかと思ひます。

○委員長(小野義夫君) なおありましたかね。

○政府委員(関之君) それだけです。

○伊藤修君 もう一つ昨日答弁を要し

ない、こういうようなことを閣下に申上げておいたのですが、速記録によりますと、そのときたしか閣下が吉河君が御答弁になつて、法務総裁の考え方はわかりませんが、というふうなあれがあつたのです。要するに第二条において調査官に対するところの訓示的規定が置かれてゐるわけです。その本法によるところの対象というものは、調査官によるところの行政処置に関するところの調査に關する職務執行もありますが、又半面においては刑事手続が本法運用の關係においてやはり大部分をなすでしょうから、その場合において調査官もやはり本法の趣旨を体しなくてはならぬのではないかと、そうすることが本法の完全なところのものになるのじやないか、なぜこれを入れなかつたか、入れる必要があるのじやないか、こういう意味です。

【速記中止】
○委員長(小野義夫君) ちよつと速記をとめて。
○委員長(小野義夫君) それじや速記を始めて。
○国務大臣(木村篤太郎君) 今の御質問は調査官とそれから直接に捜査を行ふいわゆる警察官ですね、それとの扱いはどうか、調査官については第二條に規定があるが、いわゆる捜査官についてはどうするかという御質問のようでありまして、捜査官につきましても刑事訴訟法について、第一条ですか、はつきり規定いたしておりますから、この第二条には謳わなくてもいいのじやないか、こういう考えであります。

○伊藤修君 それは刑事訴訟法にはありますけれども、本法の構成趣旨を、

いわゆる濫りに濫用しないとか、或いは逸脱してはならないとかというこの第二条の趣旨を捜査官にもこれを義務付ける必要があるのじやないか、こういうのです。それは刑事訴訟法において逸脱した行為をなしてはならないといふこと、それは職務濫用罪になつて来るのですから、そういう場合は他の法律で規制されて来ますので、本法運用について捜査官もやはり基本的な立場においては一部タッチするわけですから、本法の趣旨が少しも制約されないのかどうか、自由自在に勝手にやつてもいいのか、本法の趣旨は俺たちに何も義務付けられていないのだからかまわれないんじやないか、こういうことが考えられる、反対的に、これは第二条を反対に考えると……だから捜査官にもやはり本法の趣旨を体してやはり捜査をせしめなくてはならぬといふことが当然義務付けられるのじやないでしようか。謳う謳うは別問題として。

○国務大臣(木村篤太郎君) 大体において本法の規制に當るのは調査官であります、併しまあお説の通りいわゆる警察官といへどもそれにタッチしないわけではないので、その警察官といへどもこの本法の施行については十分なる注意をし、又本法の所定する趣旨に従つて行動をすべきことは勿論であります。それらの点につきましても、我々はいよいよこの法案が実施されるときに十分に訓令をいたしまして、万過ちのないようにいたしたいと考えております。

○伊藤修君 それから法務総裁がさうにこの法律の趣旨を、第二条に盛られてあるところの趣旨を捜査官にもひとしくこれを遵奉せしむるというお考え方ならば、やはり本法の上において賄つたほうが正しいのではないかと、又国民も安心するのじやないかと、かように考えるのですが、如何ですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) お説御尤もであります。十分に一つ考慮して参りましょう。

○吉田法晴君 さつきの代理権の問題について……

○委員長(小野義夫君) 実は法務総裁、ちよつと用で出て行かれるので、玉柳君の通告によつて御出席になつたわけですから、先にちよつと。

○玉柳實君 先日私が伺ひいたしました質問の中で、あとで総裁からお答えすると保留になつた問題が二、三あるのでございまして、その点につきましても今日それには触れませんが、ただ一点政府委員から御答弁がございましたが、それが不十分でございまして、而も時間の關係等でこれを打ち切りました問題がございまして、それでお伺ひを申し上げます。疑問の点を明らかにして頂きたいと、かように考えましてお尋ねするわけでございまして、お尋ねいたします。この問題の要點は、御承知のように現在労働組合が破法の反対或いは労働法違反等反対等のいわゆる政治ストがすでに第二波、第三波と繰返され行われておるわけでございますが、かような場合にこの破法の適用は絶対にないものであるかどうか、状況によりましては適用される場合もあり得るのではないかと、この点に對する疑問を少しでも明らかにして置きたいと、かように考える次第でございまして、従来法務総裁は本法は労働組合の正常な活動に對して河

ら影響を及ぼすものではないという御説明をたび／＼なさつております。まさにその通りだと私も考えるのでございまして、併しその都度法務総裁は正常な活動をとる言葉を附加することを忘れになつておりません。半面から考えますと、若し労働組合が不法な活動をした場合には必ずしも本法を適用しないぞという保障を手えたものではない。かようにもまあ解釈できるわけでございます。そこで現在の労働組合が繰返しやつておるいわゆる破法政治ストの点でございまして、これにつきましても私は私どももかねてから違つたのでございまして、今朝の各新聞を讀みましても、昨日労働省から東京都知事の照会に對しまして正式にこの政治ストが違法であるといふことを通達をし、その旨を各県の知事に對しても通達をされておるようでございまして、全部は長くなるので讀みませんけれども、その中には「国会の立法に反對するようなストはいわゆる政治ストに該當するもので、憲法第二十八條で保障する団体行動権の範圍を逸脱した行為である。かような政治ストには労働法上の不当労働行為、刑事上、民事上の免責等の労働者に対する保護は与えられない。」又他のほうには「政治ストについては刑事上の免責はないから、その行為が刑法その他の刑罰法規の規定に該當する場合には処罰を免がれ得ないものである。」といふことも明記されてございまして、総裁も政府の一員でございまして、恐らくこの労働省の通達に御賛成のことと考えるのであります。私も又賛成なんではございますが、ただそれに對しまして新

聞記事によりますと、総評の長谷部法規則策部長の談といたしまして、「憲法二十八條の解釈は當然に一般的社会的慣習によつて行われべきものである、国際的にみても労働者の争議行為は違法であることに間違ひがない。従つて、この意味から今度のストに對しても憲法に裏づけられてゐる労働三法の保障は當然受けるものである。」、かような談話がございまして、別な新聞にも同長谷部部長の談話といたしまして、「労働の今度のストは、労働組合が賃金要求をするため憲法に認められた労働基本権を制限しようといふ諸法案に對する反対の意思表示である。従つて政治ストではなく、労働者の権利のための闘争である」と、かような談話も載つておるのでございまして、今回のこの国会の立法行為を阻止しようといふいわゆる政治ストは違法な行為である、かように思ひます、質問の順序をいたしまして、一応この点について総裁の御見解を伺つて置きたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) この政治ストの問題であります、政治上の主義、主張を貫徹するためにストライキをやることは、まさに私は労働法上の保護を受けないストライキであらうと思ひます。申すまでもなくストは労働組合が争議解決の手段として求めるのであります。併しスト権の行使は労働關係において、労働關係についての争議が起つた場合に、その解決の手段として最後に用ひべき手段であります。いわゆる資本家側においてはスト権の行使、これでありまして、つまり労使が對等の立場において互に

主張を貫徹するという場合でありまして、いわゆる政治ストは労使の間において何ら関係がない。労働関係において、労働関係についての争いがない、然るにかかわらず、一つの政治上の目的で以てやろうという場合に、これは当然労働法上の保護を受けるに値しないものであらうと我々は考えております。まさに労働省が発表した見解の通りであります。而してその場合に本法の適用があるかどうかという最後の問題であります。

○玉柳實君 併し総裁、最後に私の言うのを聞いてから結論を出してもらいたいと思っております。

○国務大臣(木村篤太郎君) この際は私は労働法上の保護を受けないものである、こう考えております。

○玉柳實君 只今の御説明によりまして、最近の破防法或いは労働法違反のいわゆる政治ストが違法なストである。総裁がしばしばお話になります労働組合の正常な活動ではないということとが判明いたしましたのであります。私もその点は同感なのでございますが、而してこの違法なるストは、御承知のごとく労働組合の正式な機関によりまして決定され、組合員もそれを納得してストの実行に出るのでございます。ゆゑ「団体の活動として」という定義にも該当するのではないかと考えるのでございます。それから本法の第四条には、団体規制のために、更に団体が継続又は反覆して将来の危険性が明らかに感ぜられる場合に規制せられることになつておりますが、今回の法案反対のストは、すでに四月十二日に第一波が行われ、十八日には第二波が行

われ、明日は第三波のストが行われる。更に本月十七日には第四波ともみなすべきストが行われるというすでに方針が決定しておるようでございます。従いまして今回のこれらの政治ストは、第四条にいう継続反覆の概念にもおおむね該当するのではないかと、うふうに考えられるのでございます。而してこの犯罪の内容の点でございますが、これはこの点につきましても総裁は従来の御説明において、しばしば労働組合がこの第三条各号に規定しているような凶悪な犯罪をあえてするといふことは毫も考えないというお話もございましたし、又私もさうに考えるわけでございます。併しながら問題は初めからかような凶悪なる犯罪を起すことを意欲してやつた場合にあらざして、私から御説明するまでもなく、犯罪構成要件の犯罪といふことは、必ずしもその結果を意欲して行なつた場合に限りません。結果に対する事実の認識があれば足りるということになつております。かようなことをすればかような結果が生ずるといふ事実の認識があれば犯意といふことになる。

而も確実にかような結果が生ずるといふ確定的な認識がない場合においても、かようにすればかような結果が生ずるかも知れないし、或いは発生しないかも知れない。未確実な結果に対する認識であつても、いわゆる刑法上未必の故意として犯罪を構成するといふことになつておりますことは、これは刑法学上初步の問題でございます。そこで私の疑問の点をはつきりして頂きたいという点も、その未必の故意に相当する場合の問題なのでございます。それでこの政治ストをやる、そ

れからそれに従つてデモも行われまふ。そうしますと、例えば国鉄なり私鉄でストをやる、或いは駅頭に群衆が激昂の余り駅員に対して脅迫、暴行が行われる。或いは群衆同士の間において暴行脅迫がある。或いは又列車、電車に対して投石破壊するといふようなことも行われやすい問題でございます。そして又最近のストに伴うデモの実状を考へてみましても、デモ行進をやりますと、先を竹槍のように殺いだ旗竿を持つて加わる。或いはプラカードを持つて、いつでもそれが武器に転用できるというやうな物を持つて行く。或いは棍棒を携へてる者もありましようし、火炎罐を密かにポケットに入れて臨む者もございましょう。これは最近のデモ行進にはよく見られる事実でございます。従つてストなりこれらのデモをやればさうなりまして、結局これを警戒する警察官との間に衝突して、双方の間に非常な激突を見て、相互に負傷者を見るというやうなことは最近のデモの場合に事実上見られた問題でございます。従つてかようなストをやればかような騒擾にも似た行為、或いは警察官に対する職務の執行妨害なり強要のやうな行為も必ず、或いは必ずと言わなくてもいい、随伴するといふことが容易に私は予見できると考へるのでございます。それが故にこそ警察におきましてはストが行われようとする際にはあらかじめ重なる警戒態勢をとります。去る五月三十日のデモ事件に際しまして、東京都の警視庁管内においてのみでも二万三千人からの警目を厳重に配置して、終夜徹重な警戒を続けたといふこととでございます。従いまして法務総裁

がしばしば繰返し言われますやうに、労働組合は三条各号に規定するやうな凶悪な犯罪行為を起すといふことは毫も考えられないといふやうなことで、一つも警戒をしないデモに臨んだとして御覧なさい、どのような結果が生ずるかも知れない。又これでは治安の責任もとれませう、恐らく最近のストの実情から見ても、木村総裁も傍観してお考えになるはずはないと思つてあります。従いまして違法なストをやれば、結果としてかように騒擾なり職務執行妨害その他放火なり、或いは往來の危険、電車の転覆その他の危険なことが生ずるかも知れないといふ予見は十分にできる。警察においてはその当りには非常に警戒をいたします。若い娘なんかには新宿とか日比谷とか、そういう所であらうといふやうにお母さんとかは心配する。従いまして労働組合におきまして、ストをやる場合にはさうな結果が随伴して起るかも知らんという危険性は私は予見しないことには思つております。又確実に起るといふことを予見しなくても、或いは起るかも知らん、起らんかも知らんという程度の認識であつても同じことであることは先ほど申し上げた通りであります。かように考へてみますと、この最近の破防法反対、労働法の改悪反対等のために違法なストが繰返し行われることは、本法に規定する各条の条件にびつたりと当てはまるのではなからうかといふ疑いがあるわけでございます。従いましてさうな場合に本法は絶対に適用がないもので

ある、或いは場合によつては適用され得ることもあり得るのではないか。この点につきまして若干の疑問を感じましたのでお尋ねを申上げる次第でございます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 本法案におきまして団体を規制しようといひますのは、団体が自己の意思を決定して、その意思が本法第三条に規定しておりますやうな凶悪なる破壊活動を行なうとする場合であります。今仰せになりました労働組合は、さうな確定的な意思決定をしない場合と私は思つております。さういふ意思決定をした場合にはもとよりこの法案の対象になることは当然であります。併しさうな意思の決定のあるなしにかかわらず、そのうちの或る者が破壊的活動をなした。いわゆるこの間のメーデー事件のやうな騒擾を起した者があつた。この場合におきましてはもとより或いはその団体の首魁者はさうなことであつたかも知らん、未必の故意はあつたかも知らん。併しそれは問題にならないと私は考へております。要するに当該事故を起した者が個々の犯罪として刑罰の対象になることはもとよりであります。その間において団体がそれがために本法の規制を受けるということはないと考へてゐるのであります。

○伊藤修君 今までの答弁と違ひます。未必の故意は本法において処罰するといふことは確定しているのです。団体がさういふことを未必の故意を以てする場合においては、それは結果的に処罰されることになるというのとに見解は一致している。

○玉柳實君 総裁の今の御見解は解消したわけでありますが、そういたしますと、破壊活動防止法の刑罰規定的な問題は、一般刑法におきまして、いわゆる未必の故意として犯罪の要件を構成するといふ觀念と違つた觀念を持つておるものと、かように解釈すべきものなのでございませうか、さうに受取れたのでございませうか……

○国務大臣(木村篤太郎君) 私の申し上げたのは、団体が団体の意思決定によつて、かような凶悪なる破壊行為をなそうという場合でありまして、団体がさういふ意思決定をしないにかかわらず、たまたまその中の或る者が破壊的活動をしたという場合においては、それはなした者の個々の責任でありまして、団体としては本法の規制の対象にはならぬ、こゝで申し上げたのであります。

○玉柳實君 私としましては、結果におきましては総裁のおつしやるようなことであつて欲しいと考えるのでございませう。従いまして違法な政治活動をやる、違法な政治活動をすれば、その結果において、先ほど申し上げましたような騷擾或いは職務執行妨害上の行為が随伴して起りやすい、最近の実情はこゝとく起つておると申してもいいわけでありませうから、それを承知して、団体の意思として正式にストを決定したわけでありませう。而も又その決定を組合にずつと流せば、組合員はそれを承けて、事実上デモ行為に参加したわけでありませう。従つて団体の行為として直接の狙いは、かような破壊活動をやめる狙いでは勿論ないわけであるけれども、その結果としてさういふ結果がいわゆる随伴し、未必の故意として行為者は一般の行為と同じように刑事上

の責任を負わなければならぬというふうに考えますと、どうも総裁の只今のような御答弁でよろしいかどうかにつきましてもなおいささか疑問を感じるわけでありませうが、只今の御答弁で絶対に間違ひございませうか、さういふか。

○国務大臣(木村篤太郎君) ただやうかも知れぬといふようなことだけでは本案の対象にはならぬのでありまして、これが団体で以てさういふことをやるうじやないか、又やるということとは、さういふ事実が起るといふことを十分に予見してそれをやらせるといふやうなことになるかと、本法の対象になるのはもとよりであります。或いはやるかも知れぬといふやうなことは本法の対象にはならぬと思ひます。

○玉柳實君 只今の御見解によりまして大体わかつたのでございませう。その結果として、先ほど例示したような行為が起るかも知れんし、又中には起しやうとしようといふような意圖を以て最初からやつたといふればこの適用は免かれぬ、この適用を免かれぬといふわけでは極めてデリケートな、微妙な關係が生ずる場合が起りやしないかも知れんといふことを考慮する次第でございませう。例えば組合が初めからかような凶悪な行為をやることも認識し、十分認識しておいてやつたといふ場合は、もはや正常な労働組合の活動ではないのだから、ここに規定する暴力活動に含めべきものであるといふふうに考へられる場合におきましても、さうに認定するのは誰かと言へば、公安調査官なり審査委員会といふやうな

ことになつて、これを輕率に認定するやうなことがございませうれば、政府と労働組合との間にそれこそ非常な対立を來たして、不測の事件が起きないとも考へられませう。これは政治上から考へても誠に憂慮すべきものだと思ひますのでございませう。従いまして本法の適用につきましても、これが指導に十分と御注意を頂きますと、さういふ微妙な問題が起り得ることが予想される場合におきましては、十分に御留意の上、政府と労働組合との間に無用の対立、抗争を行わないように十分な御配慮をお願い、又これの取締の第一線に當る調査官等へも御注意を喚起せられるやうな御配慮を特にお願い申し上げます。

○吉田法晴君 極めて重大な質疑応答が行われましたので、関連してお尋ねをいたしましたのであります。

その前にこれは玉柳さん個人の御意見或いは御質問であつたと思つたのでありますけれども、正常な労働組合活動につきましても、これを非合法法或いは違法と認めて、給与の方法に對します労働組合の活動に破壊活動防止法を適用しようといふやうな御意圖は、これは私は自由党のために極めて悲しむものであります。或いは衆議院等でも破壊法審議に関連しまして、速記録によりまして、或いは団体の問題に関連をいたしまして、さういふ概念に関連をいたしまして、或いは法の解釈に関連をいたしまして、自由党の議員のかたの御意見に、自由主義的でない御意見に、特番局のほうで若干難かれるんじゃないか、こゝういふ疑問を持つやうな答弁がございましたことを私は遺憾に思

つて参つたのであります。その点は木村法務総裁の御答弁と、それから良識を以て律して行こうという御態度に信頼をいたして参りたいと思ふのであります。労働のいわゆる第三波と言われましても、この法務総裁の御答弁の問で、法務総裁は違法なストである、或いは政治ストであるからこれは違法なストである、こゝういふ御答弁がございました。この点は本會議におきましても私は先般治安維持に名をかる政府の諸政策について御質問をいたしましたときに、労働大臣から最後に答弁があつて、あと再質問の機会がなかつたのであります。この点にも御注意をいたしますが、憲法第二十八條に労働者の団結権が規定をせられております。

その中に「労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利」云々といふ言葉がございませう。この条章の中において、団体行動をする権利が認められておりますが、その団体行動をする権利、団体行動権の中にスト権が認められておること、これは御承知の通りであります。この点は論議の余地がございませう。破壊法につきましても、今玉柳委員から、公務執行妨害に關連して例を挙げてさういふ危険があるんじゃないかといふお話がございませうが、これらの点について從來の事例から、この破壊活動防止法が労働組合の正常なデモ、その他に適用せられる危険性を感じております。それからなおこれは御否定になりますけれども、労働法の改正にいたしまして、緊急調整を中心いたしました改正が企てられておりますけれども、この緊急調整によつて労働組合の活動、特にいわゆる公益事業と言われる炭炭、

電産、私鉄、こゝういふ現在爭議権を持つております組合が、事実上爭議権を奪われるのではないか、或いは奪おうとする意圖があるといふことを感じ取つております。従つて労働組合の活動が、これらのいわゆる治安立法或いは労働法の改正によつて制限せられて参りますならば、これは次の機会に、或いは給与の問題につきましても、これから夏から秋にかけて給与の問題がそれだけの組合において問題が起るであらうと思ひますけれども、組合活動を完全に制約してしまふ結果が起るのではないか、こゝういふ危険性を極めて強く感じている。労働組合の活動が制約され、その力が骨抜きになりますれば、これは自分の生活或いは経済的な地位を守らうといふにしても、それはその力がなくなつてしまふといふところ、この自分の主張、身を護らうとする力がなくなつてしまふといふところに、労働組合が或いは治安立法について或いは労働法の改正について反對している点があることは、これは木村法務総裁御存じのところであると思ひます。

今度の問題について、これが法案に關連するから政治ストになるのだ、こゝういふお話でありますけれども、政治の問題について国民が主権者としての主張をなすことは、これは何ら問題はないと考へるのであります。或いは労働組合が賃金の問題にいたしまして、例へば国鉄或いは専売、その他公務員にいたしましてさういふものでありますけれども、給与の問題に關連して、或いは給与に關する法律或いは夏期手当に關する法律、こゝういふ法律の問題に關連をして参りますが、この法律について意見を

述べ、或いは許されておる団体活動或いは団体行動をすることに於いて、それが違法であるとは恐らくおつしやらないだらうと思ふ。そのそれ／＼の組合が、或いは一つの組合が給子の問題について行動をいたします場合に、本法において争議権が制約されることは事実であります。そこでその行動について公企労法上の、或いは国家公務員法上の判断がなされるということは、これは私は否定するものではございませんけれども、政治的な主張を持つておるから、或いは政治的な主張を含んでおるから、それが政治ストであり、それが禁止されるべきものである、或いは違法であるというものは、私は憲法の精神に従ひまするならば、これは解釈が間違つておると考えざるを得ないのであります。基本的には或いは政治的な主張をなし、或いは政府を交差せしめる、この権限はこれは国民に与えられておる民主主義上の基本的な原則だと思ふのであります。それを制約するということとは、私は新憲法の下においては許されません。従つてこのたびのこの法規改正問題或いは制定問題について、許されておる行動の範囲において或いは集会をいたします、或いはデモをいたします、或いはストライキをいたします等が違法であるという理由は何ら私はないと思ふのであります。木村法務総裁の賢明なる、或いは民主主義的な憲法を復讐せられました木村法務総裁の御見解を承わりたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。労働組合が政治上の意見を發表することは、これはもとより憲法で、何ら口を差挟む余地はないのであります。自由に制限内においてその意見を發表されてよろしいと考えております。然しながらこのスト権の行使については、これは制約を受けておるものであります。御承知の通り憲法の下に制定されました労働関係調整法第六條におきまして、明確に規定されてあります。いわゆる労働争議の定義を以てきりております。労働関係において労働問題について意見の不一致が生じた場合に、その意見を遂行する目的を以ていわゆる労働争議に入るわけなのであります。要するに労働関係において意見の不一致があつたということが労働争議の根本の建前になつておるのであります。申すまでもなく労働組合においては、労働組合法第一條において明確に規定されておりますように労働者の生活の向上、経済上の地位の確保、その他いわゆる労働者の生活問題について、その地位を確保するために組合を組織して、そうしてその活動を容易ならしめるということになつておるのであります。どこまでも法の建前をいたしましては、労働者の地位の向上、生活の改善、これを目的として労働関係においての調整を図るということでありまして、その場合に労働関係に意見の相違があつてまともでない場合に於いて互いに、労働組合はストをやる、経営者側においては工場閉鎖と云ふような、最後の手段に出ることであることになつておるのであります。政治上の問題については、全くこの労働関係において何ら意見の不一致がなない場合であります。その場合にスト権を行使する、始めて労働関係において意見の不一致のときに行使するのであります。労働関係に何らの意見の不一致がない場合に、政治上の目的を以て

スト権を行使するということは、これは法規上認められない行為であります。さうな場合に於いては、労働法の適用は今後受け得られないのであります。これはまさにその通りであるうと我々は確信いたしておるのであります。

○吉田法務大臣 憲法二十八條には何らお触れになりませんが、これは新憲法の下においては基本的な関係、特に国家権力の制限として憲法が制定せられた、その中で労働者の団結する権利或いは団体交渉をする権利等を憲法で規定しておる。あとは個々の労働関係を規定するものとして或いは労働組合法がある或いは労働関係調整法、或いは一般の労働者の中から公務員だとか或いは公共企業体であるとかは別に抜き出されて規定される、これは事実であります。併しながら問題は労働組合の或いは労働者の活動をどういう工合に憲法で考えるか、日本の国として全体的に考えるかということ、私は憲法が謳つたところと思ふのであります。労働関係において意見の不一致というところが、給子の問題につきましても、先ほど例をとりましたように、或いは国において雇われておる者についてはこれはその給子も法律になつております。だから政治的な性質を帯びるし、或いは法律に関連することは当然であります。それからもう一つ、この労働組合の場合に、労働組合法或いは労働関係調整法を御引用になりましたけれども、その場合に、労働者と或いは資本家というものは、個々の一つの工場、或いは炭鉱、或いは職場だけとは恐らくおつしやるまいと思ふのであります。

ます。或いはこれを全国的に扱いますならば、一つの単位産業において全国的な組織をそれ／＼持つておつて、団体交渉もやる、これも認めになるだらうと思ひます。それから労働関係法の改正について、或いは治安立法といふものについて、或いは日経連その他の意見が出て、そうして労働関係法につきまして、労働関係の緊急調整制度を設ける云々ということが日経連から言われ、そうしてそれがあの改正案の中に入つておつたということも事実であります。そうすると、労働組合の活動について労働関係の相違がある、そうしてその問題が労働関係法に現れて来た、これは政府としては、両方の意見を聞いた上でと言われ

るかも知れませんが、その問題については、緊急調整なら緊急調整という問題については、労働関係の意見が分れ、そうしてそれが法案になつて現われて来たという事実、これは御否定になるまいと思ふ。そうするとその労働関係法の問題について意見が分れた場合に、他のあらゆる方法を以てやつたけれどもその主眼が十分容れられて参らなかつた。残る方法として最後にストライキをやる云々ということについては、私は賢明な木村法務総裁はそれは二十八條違反である、こういう工合には御答弁にならないと期待いたしておつたのであります。先般の十八日のストの問題につきましても国際的はどういう反響を呼んでおるか、或いは外国新聞、雑誌がどういう工合に論評しておるか、これは木村法務総裁といへども御存じであらうと思ふのであります。あの問題についてエコノミストだつたかと思ふのでありますけれども、

日本で最初の大きなストライキが行われたけれども、それは日本の民主主義の発展の結果であつて喜ぶべきである、これに対して政府が弾圧をするというやうな、蛮勇という言葉が使われておつたかどうかはわかりませんが、抑えるやうな蛮勇を振舞なかつたことは極めて賢明であるということが書いてございます。これらの点から考えまして、或いは諸外国のこの種の問題について、私は民主主義の建前から、二十八條と同様の解釈が行われて来たと解しておるのであります。今の御答弁について、木村法務総裁は御反省になる意図はないであらうまいやうか、一つ承わりたいのであります。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私の先に申し上げました意見は、自分の確信に基づいて申し上げたのであります。もとより憲法第二十八條においては労働者の団結権、交渉権、その他行動権が保障されておるのであります。憲法というのは、これは基本法であります。この基本法に基いてあらゆる角度から検討して種々の法律が出来るのであります。もとより団体交渉権などにつきましてもこれは自由であります。それが個々の場合に如何に取扱ふかということについては、別に法律を以てこれを制定しておるわけでありまして、ただ憲法に保障されておるからといつてそれは無制限に行使用することが出来るわけではないのであります。憲法の下に制定された法律に準拠して各種の行動はとらるべきものである、こう考えております。その憲法の下において作られました法律がストについての定義を下しておるのであります。そのスト権の

範圍において労働組合は行動すべきであらうと確信して疑いません。この政治ストにつきましては、我々は終始一貫、この労使間において何らの争いなきにかかわらず、法律の制定その他のものについてストをやるといふことは、労働組合の行き過ぎである。これは、私はその建前を終始とおるのであります。労働組合といえども、もとより政治上の意見を述べ、その主張を貫徹するためにいろいろな方法をとられるでありましようが、スト権の行使といふことについては、私はまさに許すべからざるものであらう、こう考えております。

○吉田法晴君 成るほど、労働関係諸法規で、労働関係諸法律の諸關係を規定しておけることは、これは認めますけれども、問題になりました場合に、或いはこれを新しく論議をいたします場合に、これは民主主義の原則に帰つて、或いは憲法の精神に帰つて論議すべきが当然ではないか、その点を申上げたわけであります。この問題につきまして、これは第二波と申しますか、十八日にストライキがございました前後、日経連等において意見が出されて参つたことは御承知の通りであります。政府がこういう事態の下において日経連そのままの、意見を持ち出される。或いはその主張を言われるようなことは、私は国として、或いは木村法務總裁として甚だ遺憾に存するのであります。言わば国が資本家の代弁であるがごとき立場をとられるということについて、これは労働組合に対して極めて遺憾な態度であると私は考えざるを得ないのであります。その点を一つお伺いをしたい。それからもう一

つ先ほど世界の民主主義的な輿論の
とを申上げましたけれども、私は木村
法務総裁ともあろう人が世界の常識を
外れて、まあ勇敢にと申しますか、と
いう意図を以て立ち向われることを極
めて遺憾に思うのであります。これは
最近の事例を述べて私は申上げますけ
れども、こういう態度、或いは若しそ
れを更に拡張して、先ほど、甚だ失礼
でありますけれどもお話がありましたな
ような、破壊活動防止法をも労働組合
運動に適用するような動向に参られま
すならば、これは労働組合について
の、而もその労働組合の中で合理的
に、合法的に、民主的に自分の主張を

述べてやつて参りたいという労働組合に對する私は真正面からの挑戦だと考へるのであります。この破壊活動防止法の問題につきまして先般、土曜日までありましたか、百二十何万という署名を持つて参議院に参らうとしたのであります。そのときに、これは警視庁の事情が間違つて入つたか知らんと思ふのでありますけれども、二千名近いデモ隊が国会に参るかも知らん、こういう予想の下に警視庁の予備隊が動員されて、前日警視庁の要望によつて国会にはデモが参らない、四谷に行つて解散するということで、二十名の代表が院内に入らうとされたにかかわらず、門のところで入れる入れんということで二時間も待たして、門を閉めて門を入れる入れんで、或いは二百名近い人たちがたつた二十名の代表者を、而も何も持つておらん代表者、襷をかけて代表者であるということを表示している人たちを二時間余りも威圧しながらこれを阻止された。こういう事態が起りました。これはどうも情報の間違

いのもうでありましたけれども、この民主的な手続き、合法的な、許されておる手続をやろうというこの行動に対して、方向に對しまして、これを真正面から力を以て抑えつけて行く、或いは阻止して参ろうというような態度をとられますならば、これは先ほど申しますような私は挑戦になり、或いは大きな挑発になつて参ると思うのであります。この方向の参りますところは、私は極めて危険な方向へ或いは警察で、或いは政府で追いやられる危険性が極めて大きいと思うのであります。これらの点に鑑みて、私は法務総裁がもう少し反省をせられて、答弁

について何と申しますか、民主的な御
 答弁を頂きたいと思うのであります。
 ○国務大臣(木村篤太郎君) 私は決し
 て反民主的な答弁をしておるとは思つ
 ておりません。極めて民主的であらう
 と私は考えております。そこで、日経
 連のお話が出ましたが、政府は決して
 日経連の意思に左右されるようなこと
 は断じてありません。そのことは私は責
 任を持つて申上げます。この政治スト
 についての見解は日経連が意見を發表
 されるよりも遙かに前に持つておりま
 す。日経連の意見に左右されるもので
 はないということをばつくり申上げま
 す。

それから外国の新聞のお話が出ま
 したが、私は不敏にしてその新聞を拝
 見いたしておりませんが、私の聞知す
 るところによりますと、アメリカあた
 りにおいては法案の阻止についてのス
 トをするとか、政治上の問題について
 ストを起したということは聞いており
 ません。労使関係において事実賃金の
 値上げ問題、生活の向上についての問

題だとか、そういう問題について意見の不一致があつた場合に初めてスト権を行使するのであります。政治上の問題についてストを起したということは、私不敏にしてそういう事例は聞いておりません。私は労働組合の健全なる発達をどこまでも希う、日本の再建は労働者の手によつてなされるべきであることを私は深く確信いたしております。労働組合の育成をして行かなければならぬということとはもとよりこれは申すまでもないのであります。労働組合が健全なる発達をされることを私は本当に衷心から願うのであります。ところがややとすると一部の分子で

ありましようが、実に激越なることをやられるのであります。それが本来の労働組合がこれは批判される。立派にやつて行こうという労働組合が一部分子のためにさようなことがあつては批判的になつてゐる。実にそれは悲しむべきことであらうと思ふのであります。労働組合の幹部諸君はこの点について十分御考慮があるだらうと考へております。だん／＼そういう点についての問題について考へられまして、立派な労働組合を育成されることを希つておるのであります。そういうふうに次第に各位の御努力によつて向つて行くことについて我々は実に感謝をいたしておるのであります。

○吉田法晴君 実はこの治安立法、それから労働関係法の改正について労働大臣と総評労團の代表が会われたことは木村法務総裁も御存じであります。私は例えば政治ストに、政治ストと言いますか、第三波なら第三波、いわゆる政治ストは好ましくないと思つておられることはこれは察知してお

ります。併しながらこういうとにかゝる問題について、それでは政府として十分その言うところも聞き、そして法案についても修正の用意もあつて、そしてこれは民主主義は話合ひの政治だ、ということとはここでもしばしば言われ、て参りましたが、胸襟を開いて話合ひをし、そうして修正の要望について十分聞いて参るといふ態度をとられるならば、私はこういう事態は起つて参らんと思ふのです。その後、或いは国家公務員の給与の問題についても官公労の諸君が官房長官にお目にかかりたいと申しましても会つてはもらへぬのが最近の実情であります。或いはこ

れらの法案についてもそういうふうな態度を随分見て参りました。この点はこれは私はひとり労働組合が批判さるべきではなくて、政府亡てお考えにならるべき点があると思うのであります。

なお外国の例を私も言い、或いは海務総裁も言われましたが、アメリカにおいて同様の政治的な性質を持つておるストライキがあるとかいうことは私は申しません。併しいわゆる西歐の各国において同様の問題がしばしば行われておることは間違いないと思ひます。それに對して市民の諸君が、或いは鉄道がとまつた、電車がとまつたといふときにも黙々として歩いてゐる、民主主義の伝統については頭が下る氣持が私しております。問題はそういう事態に對してどういふ國民が判斷をする、或いはこれは民主主義の發達の問題だと思ふのであります。政府としてもそれを或いは違法なり或いは非法となりとしてやられることは、それは民主主義的ではない、そうでなければ私は奮勇であり、或いは挑戦をして行か

れることになるのではないかと、その結果が恐れる。私はこれらの点について政府として基本的に考え直され、そうして民主主義の話し合いなら話し合いの原則を貫くように御努力になるべきである。今まで努力をして来たけれども、その主張も希望も殆んど容れられずに参つて、そして労働組合の基本的な存立が問題になる場合に、残念だけれども、最後の方法としてこういう方法をとるといふときに、私はこれに對しては政府としての、少くとも民主主義を守るといふ木村法務總裁であるならば、或いは政府であるならば違つた態度があるべきではないか。これは心からそう思うのでありますけれども、なお考えられると申しますか、反省される余地はないか、重ねてお尋ねをして、これから先は議論になる点は御速慮いたしたいと思ひます。御反省はお願ひいたしたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) この法案の経過につきましては、私は労働大臣と共に総評の幹部の人々と率直に意見を交換した事実があるのであります。そのときもいろいろ意見が出ました。私もしやべらしてまいりました。率直に申しますと、この強制捜査権なんかを持たせないがよろしかろうという結論を私は得たので、強制捜査権を持たせないようにしたのであります。率直に聞いておられます。その後この労働三法につきましても吉武労働大臣はしばしば労働組の人々と会合をして、率直な意見の交換をしておるといふことは聞いておるのであります。ただ不幸にして意見がまとまらんということになつております。甚だ不幸であります。併しこれは結局国民の輿望を担

われた国会において審議されて決定されることにならうと、こう考えております。

○委員長(小野義夫君) 簡単に願ひます。

○吉田法晴君 この労働者、それから経営者団体、特に日経連です。この間に意見の食い違いがあつて今まで参つた、そして政府の今朝の新聞に出ましたような通牒は……。

○委員長(小野義夫君) 簡単に一つ、要領だけ……。

○吉田法晴君 どういう意味を持つかといふことを考えましたときに、これは或いは首切り、或いは損害賠償を請求したいという氣持を持つてゐることは御承知の通り、そういう中にこの経営者団体を何と申しますか、あの行動を合法化し或いはインカリッジするよ

うな声明の出し方は、私は極めて遺憾であると思ひ、先ほど否定されまされたけれども、木村法務總裁の意図と違つたような結果になることは遺憾であります。この点についてはこれは御反省なり、或いは労働大臣の所管になるかも知れませんが、政府において考え直される用意はないか、その点承わります。

○国務大臣(木村篤太郎君) よく労働大臣にその点は伝えておきます。

○委員長(小野義夫君) 法務總裁は前からちよつと時間が約束されて……。

○羽仁五郎君 簡単に一言だけ申上げ……。今アメリカには法案に對するストがないといふふうにおつしやつておられましたが、これは必ずしもそうではないのであります。タフト・ハ

トレイ法案に反對して行われた政治ストライキは最も有名なものであります。法務總裁はあゝいう法案について

労働者がストライキをやるといふことは勿論これはあり得ない、ただその労働者に利害が密接な法案について……。

すべての法律案について労働者がスト権を持つて国会を脅かすことは私も勿論賛成しません。併し労働者がその直接の利害關係の深い法律案に對して、

そうしたあらゆる手段を尽して、最後の手段としてストライキに訴へるといふ場合については、その点は考慮するべきでないかと考えるのですが、如何でしようか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私はこのスト権といふものは、労使關係において労働問題についての意見の不一致があつた場合に初めてスト権が行使され

ると、そう思うのです。政策その他法律の問題については、これは国会を通じてやるべきものだといふ考えを私は持つておるのであります。

○羽仁五郎君 意見長官に伺つておきます。法務總裁は今原則的な概括的なことを言われたにとどまつて、吉田委員からの御質問に答えてゐるというふうには私は傍から伺つていても伺えないのです。

○委員長(小野義夫君) それはこの次にもう一度よく考へて、今の政治ストといふものと、労働組合のし得べき範圍と、いわゆる政治ストといふのは俗名であると思ひますが、その境界

についての政府の又考へ方をこの法務委員会で取扱うようになれば、一つ明らかにして頂きたいのであります。本日は一つ……。

○内村清次君 それは明確にしておいてもらわんと、この破防法と關係があるのですから、第三条の政治上の主義だとか施策の推進だとか、あゝいう問

題と労働組合とがタイアップしてそうしてストをやると、その政治ストの範圍で……、これは法務府の見解と労働省との見解を私たちは確めたいのです。これは重要な問題と思ひますからね。

○委員長(小野義夫君) 労働大臣の政治ストといふのは俗語だと思ひます。

○伊藤修君 この問題は本法についての重要な問題だと思ひます。だから更めてやりましよう。

○委員長(小野義夫君) それでは今日はこれで散會いたします
午後四時十八分散會

昭和二十七年七月二十九日印刷

昭和二十七年七月三十日発行

參議院事務局

印刷者 印刷 守